

余市町男女共同参画計画 (改定版)

余 市 町

目 次

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
-----------	---

II 計画の基本的な考え方

1 計画の目的	2
2 計画の期間	2
3 計画の性格	2
4 計画の構成	2
5 計画の体系	3

III 計画の内容

基本目標 1

男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革	4
----------------------	---

基本目標 2

あらゆる分野への男女共同参画の推進	8
-------------------	---

基本目標 3

男女共同参画社会を可能にする環境整備	13
--------------------	----

参考資料

1 男女共同参画社会の実現に向けた動き	18
2 余市町男女共同参画推進条例と解説	24
3 「男女共同参画に関する町民意識調査」集計概要	31
4 「男女共同参画に関する事業所意識調査」集計概要	51

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の男女共同に向けた取り組みは、昭和50年（1975年）の国際婦人年世界会議の開催や「女子差別撤廃条約」の採択など、国際社会の流れと連動し進められてきました。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」¹が制定され、翌年に「男女共同参画基本計画」が策定されたほか、「男女雇用機会均等法」²の改正など各種法制度の整備も進み、社会の意識も少しずつ変化してきてはいますが、固定的性別役割分担意識³やこれらを反映した社会的慣行などが依然として残っています。

また、近年は、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス⁴）も重要な課題としてクローズアップされ、さらに、少子高齢化の進行や家族形態・労働環境の変化など新たな状況への対応が求められています。

余市町では平成19年2月に「余市町男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進め、お互いの人権を尊重し、相互協力と自立を目指すとともに、責任を共有する男女共同参画を推進するため、「余市町男女共同参画計画」を策定しておりますが、策定から6年が経過したこと、また社会情勢の変化等や、平成25年度に事業所及び町民の方に対しアンケート調査をおこなった経過を踏まえ、さらに平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）という。」⁵が成立し、社会全体で女性が活躍できる場を充実させることにより、男女が共に仕事と生活を両立でき、全ての人にとって暮らしやすい、さらには持続可能な社会の実現につながるものと考えられることから、計画を見直すとともに、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画としての位置づけを併せ持つ計画として策定したものです。

なお、本計画の策定により平成21年度から平成30年度を計画期間としていた前計画は、平成28年度をもって計画期間を終了するものとします。

1 男女共同参画社会基本法

男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を形成するため、基本理念、国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本となる事項を定めている。

2 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保するとともに、女性労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康を確保するなどの措置を推進することを目的としている。

3 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」とか「男は主、女は従」などのように、性の違いによって役割や能力、活動分野などを決める考え方や認識。

4 ワーク・ライフ・バランス

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態。

5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、自らの意思によって働き又は働こうとするすべての女性の活躍を迅速かつ重点的に推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的としている。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

この計画は、余市町男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、国の「男女共同参画基本計画」及び「北海道男女平等参画基本計画」との整合性を図りながら策定するものです。

また、この計画は、本町の他の諸計画との整合性を図りながら、「男女共同参画に関する町民意識調査」及び「男女共同参画に関する事業所意識調査」の結果を踏まえ、余市町男女共同参画審議会の意見を聞いて策定するものです。

2 計画の期間

前回の計画は平成21年度から（2009年度）から平成30年度（2018年度）まででしたが、社会情勢の変化を踏まえ、計画期間を見直し平成28年度で前計画の期間を終了するものとし、今回改定した計画の期間を、平成29年度（2017年度）からおおむね10年間とし、国内外の経済・社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じ見直すこととします。

3 計画の性格

この計画は、余市町男女共同参画推進条例の基本理念に基づき策定するものであり、基本目標、推進方向及び主要施策を提示し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

また、「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、女性の活躍に向けた必要な事項を盛り込み、同法第6条第2項の規定に基づき市町村が策定すべき「市町村推進計画」と位置づけます。

4 計画の構成

余市町男女共同参画推進条例では、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行が及ぼす影響への配慮」「政策等の立案決定への共同参画」「家庭生活の共同責任とあらゆる分野の活動支援」「性に関する理解と尊重」「国際社会の動向への留意」を男女共同参画推進の基本理念に掲げており、この基本理念を踏まえ3点の基本目標をもって、男女共同参画社会の実現をめざします。

また、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく、市町村推進計画として位置付ける計画については、「Ⅲ 計画の内容」の基本目標の下欄に【主な取組】として記載しています。

5 計画の体系

	基本目標	推進方向	主要施策
男女共同参画社会の実現をめざして	1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革	1 男女共同参画の啓発の推進	(1) 広報・啓発活動の充実 (2) 調査の充実 (3) 情報収集・提供の充実 (4) メディア等における男女共同の理念への配慮 (5) 国際交流・国際理解・国際協力の推進
		2 男女平等の視点に立った教育の推進	(1) 家庭における男女平等教育の推進 (2) 学校における男女平等教育の推進 (3) 社会における男女平等教育の推進
		3 性の尊重など人権についての認識の浸透	(1) 性の尊重についての認識の浸透 (2) 配偶者等への暴力根絶についての認識の浸透
	2 あらゆる分野への男女共同参画の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 審議会等への女性登用の促進 (2) 役職等への女性登用の促進
		2 仕事と家庭の両立支援	(1) 家庭への男女の共同参画の促進 (2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発 (3) 育児、介護の支援体制の充実
		3 就労等の場における男女共同の確保	(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 (2) 職業能力開発の充実 (3) 再就職への支援 (4) 多様な働き方への支援 (5) パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備 (6) 女性が働きやすい職場環境の整備
		4 農林水産業・自営業における男女共同参画の促進	(1) 農林水産業・自営業における男女共同参画の促進
		5 地域社会における男女共同参画の促進	(1) 地域活動の促進 (2) 地域リーダーの養成 (3) 社会活動拠点の充実
		6 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	(1) 男女共同参画を阻害する暴力根絶に対する取り組みの充実
	3 男女共同参画社会を可能にする環境整備	1 生涯学習の推進	(1) 学習機会の提供、充実 (2) 生涯学習関連施設の充実 (3) 学習情報の提供や相談体制の充実
		2 生涯にわたる健康づくりの推進	(1) 健康づくりの推進 (2) 保健医療体制の充実 (3) 母子保健の推進 (4) 女性の健康をおびやかす問題への対策の推進
		3 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	(1) 生きがいと社会参加の促進 (2) 経済的安定の確保と住環境の整備 (3) 障がいのある人への配慮
		4 相談・支援機能の充実	(1) 相談業務の充実 (2) 相談・支援機能の充実

Ⅲ 計画の内容

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

男女共同参画社会の実現は、男女が個人として尊重され、お互いに対等な存在、パートナーとして認識することが出発点であり、それぞれ個人として自分の人生を選択する力を持つことが重要です。

社会教育や学校教育などあらゆる場において、男女平等参画の視点に立った学習機会を充実するとともに、職場や家庭、地域などにおける性別役割分担の意識の解消を図らなければなりません。

また、社会制度や慣行が男女共同参画社会の形成を阻害することのないよう男女共同意識の啓発を進め、人権を尊重し、「ドメスティック・バイオレンス」⁶や「セクシュアル・ハラスメント」⁷のない、誰もが男女共同を実感できる社会を目指します。

【主な取組】

- ◆国、北海道などとの情報共有
- ◆広報紙などを通して、講演会の開催案内などの周知

推進方向 1 男女共同参画の啓発の推進

長い歴史の中で形成され、依然として人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中に根強く残っている「男は仕事、女は家庭」に代表される男女の役割に対する固定的な考え方は、各個人それぞれが主体的に生きるための多様な選択や能力を発揮していく上での妨げになっています。

このため、男女が主体的に生きるために多様な選択をしたり、能力を発揮できるよう社会のあらゆる場における制度の整備はもとより、広く社会の慣習・慣行、人々の意識についても男女共同参画の視点から検討し、見直していく必要があります。

また、少子高齢化、経済の成熟化・国際化、情報通信の高度化など我が国の社会経済情勢の大きな変化の中で、男女が互いの人格を尊重し、個性や能力を十分に発揮できるとともに、責任を担い合う男女共同参画社会の形成が課題となっています。

⁶ ドメスティック・バイオレンス

配偶者、恋人その他親密な関係にある男女間において行われる身体的・精神的苦痛を与える暴力その他の行為。

⁷ セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的言動により、相手方に不快感、若しくは不利益を与え、又は就業その他の生活環境を害すること。

こうしたことから、次の主要施策の推進により、職場や学校、地域、家庭のあらゆる分野において意識変革や慣行の見直しのための啓発活動を行うとともに、男女共同参画を阻害するおそれのある要因を的確に把握し、男女共同参画に関する先進事例などの情報収集と提供に努めます。

〔主要施策〕

（１）広報・啓発活動の充実

- ① 「男女共同参画週間」⁸などの機会を通じ、各種パンフレットやインターネットなどの媒体を有効に活用し、だれもが男女共同参画に関わる諸問題についての理解を深められるよう啓発の推進に努めます。
- ② 男女共同参画社会基本法をはじめ、女性の権利に関連の深い国内法令や条約などに関する理解の促進を図るため、広報、啓発の充実に努めます。
- ③ 国・道の関係機関及び他の民間団体等と連携し、啓発や研修機会などを通じ、男女共同参画の意識の高揚に努めます。

（２）調査の充実

- ① 男女共同参画に関わる諸問題についての調査を実施し、関係施策等への反映に努めます。
また、男女それぞれが置かれた状況を把握するため、統計情報等の把握に努めます。

（３）情報収集・提供の充実

- ① 男女共同参画に関する情報の収集・提供の充実に努めるとともに、地域で活動する男女共同参画推進団体などとのネットワーク化に努めます。
女性の活躍を行政全体として推進していくため、関係部局の職員間で共通認識を持つことが重要であるため、庁舎内における既存の連絡会議などを利用して情報や意見交換に努めます。

（４）メディア等における男女共同の理念への配慮

- ① 人権の尊重及び男女共同の理念に配慮した取り組みについて、メディア等の理解と協力が得られるよう努めます。

（５）国際交流・国際理解・国際協力の促進

- ① シンポジウムへの参加や在住外国人との交流を通じ、地域住民の国際性のかん養に努めます。

⁸ 男女共同参画週間

毎年6月23日から6月29日までの1週間。これは、男女共同参画社会基本法成立の日（1999年6月23日）を基点とした1週間である。

- ② 国際協力に対する理解を促進するため、海外の女性問題に関する情報の収集、提供に努めます。

推進方向 2 男女平等の視点に立った教育の推進

家庭、学校、社会で行われる教育や学習は、人間形成において一人ひとりの自立とともに、お互いの生き方を尊重する心を育む上で重要な役割を果たしています。

家庭社会においては、親の意識や生活態度などが子供に大きな影響を与えます。

また、学校教育においては、青少年の成長や自立した社会人となるために重要な影響を与えます。

次代を担う児童生徒に対し、教育全体を通し男女平等意識の高揚や相互協力理解に向けた取り組みが必要です。

社会においても、男女共同参画社会の形成のためにはあらゆる分野で男女平等の視点に立った学習機会の充実が必要です。

このため、生涯にわたる個人の人生のそれぞれの場において一人ひとりが自立し、互いの人権や生き方を尊重し合い、社会的に形成された性別（ジェンダー）⁹にとらわれず、自らの考え方や行動を身につけるために、次の主要施策の推進により、男女平等の視点に立った教育の実現を目指します。

〔主要施策〕

（１）家庭における男女平等教育の推進

- ① これまでの慣習や慣行にとらわれない個人の尊重の重要性について、啓発に努めます。
- ② 家事、育児及び介護は、男女が共同して担っていくという意識の醸成に努めます。

（２）学校における男女平等教育の推進

- ① 性別にとらわれずに、主体的に職業選択や生活設計ができるよう情報提供に努めます。
- ② 男女が共同で家庭を築いていくという視点から、育児、介護などに関する情報提供に努めます。

（３）社会における男女平等教育の推進

- ① 社会教育関係者等が集う会合などの機会を活用し、人権の尊重や男女共同参画に関する意識の高揚に努めます。

⁹ ジェンダー

人間には生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）という。

推進方向 3 性の尊重など人権についての認識の浸透

配偶者等からの暴力やストーカー行為、性暴力などは、被害者が関係機関に相談することに大きな抵抗感を持つことが多く、潜在化しやすい傾向にあり、社会の理解も不十分で個人的問題として扱われてきました。

近年、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が整備され、これらの行為が犯罪に該当する決して許されない行為として規定されましたが、社会的な認識は未だ十分とは言えません。

これらの問題は、人間としての尊厳を侵害するものであることから、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題として、その根絶に向けた努力を続ける必要があります。

また、インターネットの普及など高度情報化が急速に進む中で、メディアからもたらされる情報が社会に与える影響は、更に拡大するものと予想されます。

こうした中で、一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報も多く、若年層への影響を含め、性差別や性別役割分担意識が助長されることが心配されます。

このため、次の主要施策の推進により、人権についての周知を図るとともに、被害者に対し迅速かつ適切な対応を図るよう努めます。

〔主要施策〕

(1) 性の尊重についての認識の浸透

- ① 性の尊重を促すための学習機会の提供や広報活動の充実に努めます。
- ② 児童生徒が発達に応じ、性に関する科学的な知識を身につけ、生命の大切さを理解し、人権尊重と男女平等の精神に基づいた異性観を持ち、自覚と責任を持った行動がとれるよう、指導の充実に努めます。
- ③ 家庭や地域において、妊娠・出産という母性の重要性についての啓発に努め、家庭教育等を支援する学習機会の拡充に努めます。
また、働く女性の母性保護に向けた啓発に努めます。

(2) 配偶者等への暴力根絶についての認識の浸透

- ① 配偶者等への暴力に関する実態を把握し、社会的関心を喚起するとともに相談窓口の所在等の周知に努めます。
- ② セクシュアル・ハラスメントや配偶者等に対する暴力など、性の尊重を阻害する要因を取り除くための啓発に努めます。
- ③ 配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の趣旨、内容についての周知に努めます。
- ④ 安全で安心して暮らせる環境づくりに向けて、地域ぐるみで有害環境の浄化やストーカー行為、性犯罪及び売買春の防止などについて広報、啓発に努めます。

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のため、男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分発揮し、家庭や職場、地域社会のあらゆる分野において参画することが必要です。

このため、各種審議会等への女性登用の向上を図るなど、政策、方針決定過程への男女共同参画の促進をはじめ「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」¹⁰など、雇用に関わる法、制度の周知、啓発に努め、女性に対しては母性保護対策の推進や再就業への支援、また、男性に対しては働き方の見直しなど、男女が対等なパートナーとして働くことができるよう就業環境の整備を図らなければなりません。

さらに、地域活動においては、防災や防犯などの分野への女性の参画拡大など、あらゆる分野での男女共同参画を目指します。

【主な取組】

- ◆ 特定事業主行動計画における管理職等への女性登用などの数値目標等の達成に向けた取り組みの促進
- ◆ 仕事と家庭の両立や育児など、女性の抱える悩みや意見についての交流サイトの情報提供
- ◆ 働く場所と時間を柔軟に選ぶことのできるテレワークの普及を促進
- ◆ 女性農業者が地域の担い手として農業・農村社会で活躍できる環境づくりの推進
- ◆ 漁業や林業において女性が活躍できる環境づくりの推進

推進方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画社会の形成を図っていく上で、政策・方針決定過程への男女共同参画はその基盤となるものです。

また、豊かな未来を築いていくためには、多様な考え方を生かしていくことが求められており、女性の政策・方針決定過程への参画の拡大が重要となっています。

こうしたことから、公的分野、私的分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくために、次の主要施策の推進により、女性の参画の拡大を目指します。

〔主要施策〕

(1) 審議会等への女性登用の促進

- ① 各種審議会への女性登用に向けての取り組みを推進します。

¹⁰ 育児・介護休業法（育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）
育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、我が国の経済及び社会の発展を目的としている。

(2) 役職等への女性登用の促進

- ① 女性職員の採用、職域拡大、管理職の登用促進に努めます。
- ② 企業や各種団体等における方針等の決定の場に女性が参画できるよう啓発に努めます。

推進方向 2 仕事と家庭の両立支援

少子高齢化の進行、単身世帯やひとり親世帯の増加など家族や地域を取り巻く社会状況は大きく変化しており、ライフスタイルについての価値観の多様化にともない、多様なニーズに応じた育児、介護支援の充実や相談体制の充実が求められています。

また、家庭や職場において、男女がともに責任と自覚を持ち、多様な生き方を尊重するような意識啓発やひとり親家庭への支援等、安心して暮らせる環境の整備を図る必要があります。

こうしたことから、次の主要施策の推進により、男女の仕事と家庭の両立した社会の構築を目指します。

〔主要施策〕

(1) 家庭への男女の共同参画の促進

- ① 家事、育児、介護への男女共同参画意識の必要性についての啓発に努めます。
- ② これまでの慣習や慣行にとらわれない、個人を尊重した家庭の在り方についての啓発に努めます。

(2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や職場優先の組織風土の是正に向け、関係機関と連携して、広く意識の改善についての啓発に努めます。

(3) 育児、介護の支援体制の充実

- ① 子育てや介護に対する不安や悩みに対して、相談支援体制の充実に努めます。
- ② 共働き家庭の小学校低学年児童を対象に放課後児童対策の促進に努めます。
- ③ 多様な就業形態に対応した、保育サービスの充実に努めるとともに、良好な保育環境の整備促進に努めます。
- ④ 育児・介護休業制度の定着を促進するため、企業、団体及び社会一般に対する普及啓発の推進に努めます。
- ⑤ ひとり親家庭に対する相談や自立への支援などの充実促進に努めます。

推進方向 3 就労等の場における男女共同の確保

男女雇用機会均等法の改正により、募集・採用、配置・昇進を含む雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止され、制度的には女性労働者に対する差別の解消が図られてきましたが、現実には、女子学生の就職難や男女の賃金格差など女性を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

女性の就業人口も年々増加していますが、管理職に占める女性の割合は少なく、雇用形態別では、パート・アルバイトの割合が上昇している状況にあります。

これは、女性に単純業務や補助的業務のみを与え、様々な職種を経験させる配慮をしないとといった労務管理や、子育て等により就業中断した女性が、主にパートタイム労働者として再就職するケースが多いことが挙げられます。

労働は人々の生活の経済的基盤を形成するとともに、自立した生活を確保するための権利であり、義務でもありますが、今後、女性の労働力はますます重要になってくることから、就労等の場における男女共同参画を促進し、男女が働きやすい環境づくりのための社会的な条件整備を進めていく必要があります。

また、豊かで活力ある社会実現のため、女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要となっており、女性の活躍推進が求められています。

このため、次の主要施策の推進により、男女共同参画についての正しい認識がなされ、女性に対して正当な能力評価と登用の拡大に取り組み、就労等の場における男女共同参画の促進に努めます。

〔主要施策〕

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

- ① 職場における募集・採用、配置・昇進などについて男女共同を目指すために、男女雇用機会均等法や、「労働基準法」¹¹に基づく働く女性の母性保護規定をはじめ、関係する法や制度の周知に努めます。
- ② 女性の積極的な活用と就業分野の拡大や事実上生じている男女労働者間の格差を解消するため、男女雇用機会均等法に基づく女性の能力発揮のための取り組み（ポジティブ・アクション）¹²が促進されるよう、関係機関と連携して事業主に対し啓発を推進します。

(2) 職業能力開発の充実

- ① 男女を問わず個々の職業能力を高めるため、企業等における計画的、継続的な企業内教育訓練や、自己啓発機会の提供・援助等の情報提供等に努めます。

¹¹ 労働基準法

働く人が意欲にあふれ、能力を十分に発揮するとともに、安心して働くことのできる労働条件や環境の整備を進めることを目的としている。労働契約、賃金、労働時間、安全及び衛生、就業規則などについて定めている。

¹² ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）

男女間の参画の格差を是正するために、必要な範囲において、男女のいずれか一方の性に対し、必要な機会を積極的に提供すること。

(3) 再就職への支援

- ① 再就職を支援するため、関係機関と連携して、情報提供や関係する法制度の周知に努めます。

(4) 多様な働き方への支援

- ① 起業をめざす女性に対して、必要な知識を修得するため、関係機関と連携して研修会等の情報提供に努めます。
- ② テレワーク¹³などの情報通信機器の利活用による就業機会の拡大に向け、関係機関と連携して情報提供に努めます。

(5) パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備

- ① 企業などに対し、パートタイム労働者や派遣労働者の就業条件の改善や、適正な労働条件の確保について、理解と協力を求めます。
- ② パートタイム労働者や派遣労働者に関わる関係法令¹⁴の周知を図るとともに各種の情報提供を行います。

(6) 女性が働きやすい職場環境の整備

- ① 女性が安心して働き続けることができるよう、子育てや介護の分野での様々な支援のための情報提供や啓発を行います。

推進方向 4 農林水産業・自営業における男女共同の確保

本町の基幹産業であります農林水産業では女性は重要な役割を果たしており、特に女性は労働に従事する傍ら、家事、育児、介護等の負担が多く、そうした女性の負担軽減を図る必要があります。

また、農林水産業等の自営業に従事する女性が果たしている役割を正しく認識・評価して、経営への参画をはじめあらゆる場への参画を図らなければなりません。

こうしたことから、次の主要施策の推進により、農林水産業・自営業における女性が果たしている重要な役割を正しく認識・評価し、就労等の場における男女共同参画の確保に努めます。

〔主要施策〕

(1) 農林水産業・自営業における男女共同参画の促進

¹³ テレワーク

情報通信手段を週8時間以上活用する時間や場所に制約されない働き方のこと。

¹⁴ 労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律）

労働者の需給の適正な調整を行うため、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備等を行い、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進を目的としている。

- ① 固定的な役割分担意識に基づく慣行や慣習を解消するため、啓発の充実に努めます。
- ② 農林水産業・自営業の経営に女性が参画できるよう、理解と協力を関係者に働きかけるとともに、農業においては、女性の役割を明確にする「家族経営協定」¹⁵の普及啓発に努め、経営をはじめ生活のあらゆる場における男女共同参画の推進を図ります。

推進方向 5 地域社会における男女共同参画の促進

地域社会においては、固定的性別役割分担意識から生じる慣習や慣行が依然として根強く残っており、男女がともに家庭や地域における活動に参画するための環境が整っているとは言えない状況にあります。

このため、次の主要施策の推進により、地域における固定的な役割分担に基づく慣習や慣行を見直し、男女共同参画の意識を醸成するとともに、男女がともにいきいきと暮らす魅力的な地域づくりを行う必要があります。

〔主要施策〕

(1) 地域活動の促進

- ① P T A、区会その他各種地域活動における、男女共同参画の推進に努めます。

(2) 地域リーダーの養成

- ① 女性が地域社会でリーダーシップを発揮し、活躍することができるよう、研修機会等の充実に努めます。

(3) 社会活動拠点の充実

- ① 男女共同参画を推進するため、各種社会活動拠点の機能充実に努めます。

推進方向 6 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

余市町男女共同参画推進条例では、「男女の人権の尊重」を基本理念に据え、第7条に「性別による権利侵害の禁止」として「男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。」と規定しています。

男女共同参画を阻害する暴力的行為は、その対象の性別や、加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力における現状や男女の置かれている状況をみると、特に、女性に対するあらゆる暴力に対しては早急に対

¹⁵ 家族経営協定

農業経営の方針や役割分担、収益の分配方法、労働時間、休日などの就業条件、生活運営等について家族構成員の話し合いにより取り決めて明文化すること。

応していく必要があります。

このことから、次の主要施策の推進により、人権の尊重、性の尊重についての理念の浸透を進めるとともに、男女共同参画を阻害するあらゆる暴力を根絶するため、暴力の形態に応じた取り組みを進めるとともに、被害者の人権に配慮した取り組みの充実に努めます。

〔主要施策〕

(1) 男女共同参画を阻害する暴力根絶に対する取り組みの充実

- ① 雇用の場や教育の場、その他の場におけるセクシャル・ハラスメント防止等についての啓発に努めます。
- ② 配偶者等からの暴力について、その防止に向けた啓発に努めます。

基本目標 3 男女共同参画社会を可能にする環境整備

男女共同参画社会の実現には、男女が共に家事・育児・介護を担っていくことが大切です。このため、安心して子育て・介護を行うための学習機会を提供するほか、子育て支援や介護支援体制の充実に努めるとともに、ひとり親家庭の自立支援や高齢者、障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めなければなりません。

また、誰もが生涯を健やかに暮らすためには、日頃からの心身の健康づくりが重要です。

エイズや薬物乱用等の健康をおびやかす問題についての啓発など、生涯を通じた健康の保持増進を図らなければなりません。

特に、女性に対しては、妊娠・出産等に応じた適切な健康支援が必要です。

このような取り組みにより、ライフスタイルや価値観の多様化に対応した人生を選択できる社会を目指します。

【主な取組】

- ◆健康増進、文化・スポーツ活動の推進など、学習・体験等の生きがいをづくりの推進
- ◆子育てに配慮した公営住宅の整備の促進
- ◆子どもの預かりサポート等の取り組みを促進

推進方向 1 生涯学習の推進

男女共同参画に関する課題の解決のため、男女の意識改革のための学習とそれにもなう実践活動が重要となっています。

特に女性自身が自覚を持ち、自ら参画する意識づくりが重要です。

このため、次の主要施策の推進により、心豊かで、活力のある生活を送るため、誰もが学ぶことができる生涯学習の環境を整え、学習機会の提供と充実に努める必要があります。

〔主要施策〕

（１）学習機会の提供・充実

- ① 女性のエンパワーメント¹⁶に寄与するため、教育、学習活動の機会充実に努めます。

（２）生涯学習関連施設の充実

- ① 公民館等の身近な生涯学習関連施設の充実に努めます。

（３）学習情報の提供や相談体制の充実

- ① 学習情報の提供や相談体制の充実に努めるとともに、男女共同参画に関する各種情報提供の充実に努めます。

推進方向 2 生涯にわたる健康づくりの推進

誰もが、その個性と能力を生かし、心豊かで健康に暮らすためには、福祉の充実や健康増進に向けた取り組みなど、援助を必要とする人を地域社会全体で支えていく体制を整備していく必要があります。

少子化が進む中で、子どもを産み育てるための環境づくりが重要な課題であることから、母子のための保健施策が必要です。

また、家族形態の多様化により、増加しているひとり親家庭の支援が必要となっています。

このため、次の主要施策の推進により、誰もが、生き生きと安心して暮らせるまちづくりのために、福祉施策の充実に努める必要があります。

〔主要施策〕

（１）健康づくりの推進

- ① 心身の健康管理や病気予防の啓発に努めるとともに、健康診断、健康相談及び予防対策の充実に努めます。
- ② 健康増進のための実践的指導、学習支援、情報収集及び調査研究体制の整備の推進に努めます。

¹⁶ エンパワーメント

力をつけること。女性が政治的、経済的、社会的に自己決定力を身につけて、力を持った存在になること。第4回世界女性会議での主要課題。

- ③ 健康で元気に生活できる期間、いわゆる「健康寿命」を伸ばすことを目指し、生活習慣病の発症や経過に深く関わっている生活習慣の改善の普及に努めます。
- ④ だれもが生涯にわたり健康に暮らせるよう、食生活改善運動や体力づくりのための活動支援の推進に努めます。

(2) 保健医療体制の充実

- ① 保健医療機関、教育機関等との連携強化を図り、生涯にわたる健康づくり体制の充実に努めます。

(3) 母子保健の推進

- ① 妊産婦、乳幼児健康診査や保健指導等の母子保健事業の充実に努めます。
- ② 母子保健相談体制の整備、推進に努めます。

(4) 女性の健康をおびやかす問題への対策の推進

- ① 社会全体への影響をもたらす薬物乱用や特に女性の健康をおびやかす問題であるH I V／エイズや性感染症について、正しい知識の普及を図るための啓発の充実に努めます。

推進方向 3 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

本町の65歳以上の割合は30%を超え、急速な高齢化が進んでいます。

また高齢者の単独世帯の割合も増加しており、介護の問題など高齢者に係る問題は女性にとって特に重要となっています。

一方、高齢期を迎えた男女を、単に支えられる側に立たせるのではなく、年齢のみに基づく固定的な見方や偏見を除去し、他の世代と共に社会を支える側の重要な一員として、その役割を積極的にとらせ、多様な活動への社会参画の機会の拡大が図られることが大切です。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。平成28年4月施行。）等を踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取り組みが進められることにより、障害者が安心して生活するために施設等のバリアフリー化の推進など障害者に配慮したまちづくりを整備していく必要があります。

このため、次の主要施策の推進により、高齢期の男女や障害をもつ男女が地域で生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるような体制の整備を図り、男女が生き生きと安心して暮らせる社会づくりを進める必要があります。

〔主要施策〕

（１）生きがいと社会参加の促進

- ① 高齢期の男女が経験や知識を生かし、生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めます。
- ② 高齢者の学習要求に応えるため、高齢者を対象とした学習機会の提供に努めます。

（２）経済的安定の確保と住環境の整備

- ① 65歳までの雇用機会の確保など、高齢者の就業環境の整備に努めます。
- ② 高齢者等が日常生活で支障を感じない安全で快適なまちづくりに努めます。

（３）障がいのある人への配慮

- ① すべての障がい者が地域で暮らせる社会の実現のため、男女それぞれのニーズに配慮し、各種施策の計画的な推進に努めます。

推進方向 4 相談・支援機能の充実

自らの意思により健康保持・増進に努める意識の高揚とともに、健康管理や予防のための健康診査・相談、健康教室の開催など総合的な保健施策の充実に努める必要があります。

また、安心して出産・育児ができるよう妊産婦・乳幼児健診や相談の充実に努める必要があります。

このため、次の主要施策の推進により、相談・情報提供の充実に図り、男女の健康の保持、増進に努める必要があります。

〔主要施策〕

（１）相談業務の充実

- ① きめ細やかに相談に応じるために各関係機関の相談窓口との連携強化に努めます。
- ② 人権擁護委員等との連携を図り、女性問題に関する相談業務の充実に努めます。

（２）相談・支援機能の充実

- ① 地域で子育てや育児不安などについて相談することができるよう、児童相談所等との連携を密にし、地域子育て支援の推進に努めます。
- ② 配偶者等からの暴力などによる被害者の相談・支援に対し適切な対応を速やかに図るため、関係機関、民間団体等との連携を図り、対応の充実に努めます。

参 考 資 料

1. 男女共同参画社会の実現に向けた動き
2. 余市町男女共同参画推進条例と解説
3. 「男女共同参画に関する町民意識調査」集計概要
4. 「男女共同参画に関する事業所意識調査」集計概要

1. 男女共同参画社会の実現に向けた動き

【世界の動き】

◆国際婦人年／1975年（昭和50年）

国際連合は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定めるとともに、1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年間を「国連婦人の10年」に位置付けし、同年、初めての世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、「平等・開発・平和」の3つの目標を実現するために加盟各国が採るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」が採択されました。

このことが契機となり、女性の地位向上や男女平等をめざした取組みが盛んになりました。

◆女子差別撤廃条約署名／1980年（昭和55年）

「国連婦人の十年」に関する取組みの大きな流れの中で、1979年（昭和54年）に国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、翌年の「国連婦人の10年中間年世界会議」で署名式が行われました。

この条約は、その後の女子に対する差別の撤廃と男女平等に向けた取組みを各国で具体化していくための基盤となりました。

◆ナイロビ将来戦略採択／1985年（昭和60年）

ナイロビで開催された「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」において、「国連婦人の10年」の成果を評価し今後の課題解決のために、西暦2000年に向けた「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択されました。

◆女性に対する暴力撤廃宣言／1993年（平成5年）

国連世界人権会議において「女性の権利は人権である」ことが確認されるとともに、同年の国連総会で採択された「女性に対する暴力撤廃宣言」では、女性に対する暴力は重大な人権侵害であると位置付けられ、翌年の国際人口・開発会議では「性と生殖に関する健康と権利」が提唱されるなど、「女性の人権」に対する考え方がより強いものとなりました。

◆第4回世界女性会議／1995年（平成7年）

北京で開催された「第4回世界女性会議」において、「女性のエンパワーメント」をキーワードに「ナイロビ将来戦略」の評価と見直しを行い、21世紀に向けての指針となる「行動綱領」が採択されました。この行動綱領は「女性の健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」などの12の重大問題領域において各国政府が取組むべき行動が示されました。

◆女性2000年会議／2000年（平成12年）

ニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」において、北京行動綱領の実施状況を評価・検討し、今後に向けた取組みとして「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や啓発活動の実施、男性が持っている固定的な性別役割分担意識の見直しなどが盛り込まれました。

◆北京＋10閣僚級会合／2005年（平成17年）

ニューヨークで開催された「第49回国連婦人の地位委員会」において、1995年の第4回世界女性会議より10年目、国連特別総会「女性2000年会議」より5年目を記念するハイレベル会合として、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況を検討・評価するとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議する目的で開催され、「宣言」と「10本の決議」がそれぞれ採択されました。

「宣言」は、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める内容となっている

◆北京＋15記念会合／2010年（平成22年）

ニューヨークで開催された「第54回国連婦人の地位委員会」において、1995年に開催された第4回世界女性会議（北京会議）から15年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに開催され、「宣言」と「7本の決議」がそれぞれ採択されました。

「宣言」は、第4回世界女性会議で採択された「北京宣言・行動綱領」及び「第2

3回国連特別総会の成果文書」並びに「第4回世界女性会議10周年の婦人の地位委員会の宣言」を再確認と、各国政府に更なる行動を求める「政治宣言」が採択されました。

◆UN Women正式発足/2011年（平成23年）

2010年7月の国連総会決議においてDAW（国連女性地位向上部）、INSTRAW（国際婦人調査訓練研究所、OSAGI(国連ジェンダー問題特別顧問事務所)、UNIFEM（国連女性開発基金）の4機関を統合して設立され、2011年1月に発足しました。United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）の略称。

【国の動き】

◆国内行動計画策定/1977年（昭和52年）

我が国においても、「世界行動計画」の内容を国内政策に取り入れるため、総理府内に「婦人問題企画推進本部」を設置し、女性の地位向上のための国内本部機構を整え、向う10年間の女性に関する行政の課題や施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

◆女子差別撤廃条約批准/1985年（昭和60年）

「女子差別撤廃条約」に署名し、「男女雇用機会均等法」などの男女平等に関する法律、制度面での整備を進め本条約を批准しました。

◆新国内行動計画策定/1987年（昭和62年）

「ナイロビ将来戦略」の趣旨を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、21世紀に向けての施策の基本的方向が示されました。

更に、1991年（平成3年）には新国内行動計画の第一次改定を行い、21世紀の社会はあらゆる分野から男女が共同して参画することが不可欠であるという認識の下に「男女共同参画型社会」を目指すことにしました。

◆男女共同参画2000年プラン策定／1996年（平成8年）

「北京行動綱領」を受けて、新国内行動計画を見直し「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。この計画では、あらゆる分野における社会制度や慣行を男女平等の視点から見直すことを重視しました。

◆男女共同参画社会基本法施行／1999年（平成11年）

「男女共同参画社会基本法」を施行し、「女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会」（男女共同参画社会）の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置付け、その実現を目指し「男女の意識改革」と「社会システムの整備」を総合的かつ計画的に推進するために、5つの基本理念を掲げ、行政と国民の果たさなくてはならない役割や施策の基本となる事項を定めました。

◆男女共同参画基本計画策定／2000年（平成12年）

「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」や「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」など11の重点目標を定めました。

◆男女共同参画基本計画策定（第2次）／2005年（平成17年）

平成16年7月内閣総理大臣の諮問に対し、男女共同参画会議が平成17年7月に答申し、答申を踏まえ男女共同参画基本計画を改定することとし、「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定し、新たに「新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進」を加えた12の重点目標を定めました。

◆男女共同参画基本計画策定（第3次）／2010年（平成22年）

平成21年3月内閣総理大臣の諮問に対し、男女共同参画会議が平成22年7月に答申し、答申を踏まえ男女共同参画基本計画を改定することとし、「男女共同参画基本計画（第3次）」を策定し、重点目標を見直し「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」などを加えた15の重点目標を定めました。

◆女性の職業生活における活躍推進法／2015年（平成27年）

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成27年9月4日に制定されました。

これにより、平成28年4月1日から、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられました。

◆男女共同参画基本計画策定（第4次）／2015年（平成27年）

平成26年10月内閣総理大臣の諮問に対し、男女共同参画会議が平成27年12月に答申し、答申を踏まえ男女共同参画基本計画を改定することとし、「男女共同参画基本計画（第4次）」を策定し、重点目標を見直し「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」、「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」などを加えた12の重点目標を定めました。

用語

●男女共同参画会議

平成13年1月の中央省庁等改革により、内閣府に設置された「重要政策に関する会議」の一つです。内閣官房長官を議長とし、議員は内閣総理大臣の指定する国務大臣12名と内閣総理大臣の任命する有識者12名により構成されています。

●内閣府男女共同参画局

平成13年1月の中央省庁等改革における内閣機能強化の一環として、内閣総理大臣を長とし、各省より一段高い立場から行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整等を担う機関として、新たに内閣府が設置されました。

この内閣府で、国政上の重要課題の一つとして、「男女共同参画社会の形成の促進」の総合的な推進を担うこととされ、中央省庁等改革において政府全体として行政のスリム化が図られる中で、新たに男女共同参画局が設置され、組織の拡充が図られました。

男女共同参画局は、男女共同参画会議の事務局としての機能も担いつつ、男女参画社会の形成の促進に関する事項についての企画立案、総合調整を行うほか、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画に基づき施策を推進しています。

【北海道の動き】

◆北海道婦人行動計画策定／1978年（昭和53年）

国の「国内行動計画」を受けて、婦人の福祉の向上と社会参加を促進し、生きがいを持って行動できる社会を実現するため、「北海道婦人行動計画」が策定されました。

◆北海道女性の自立プラン策定／1987年（昭和62年）

女性の自立と社会参加を促進するため、各ライフステージの課題ごとに、女性自らの努力を促し、地域・職場での取組みを示すとともに、これらを支える行政の役割や方策を明らかにした「北海道女性の自立プラン」が策定されました。

◆道立女性プラザ」設置／1991年（平成3年）

女性の自立と社会参加を促進するため、情報機能を中心に多様な学習、交流の機会を提供するとともに、文化・健康づくり、相談などにも活用される全道的実践活動の拠点として「道立女性プラザ」が設置されました。

◆北海道男女共同参画プラン策定／1997年（平成9年）

男女が共に参画する社会の形成をめざし、「北海道男女共同参画プラン」が策定されました。

◆北海道男女平等参画推進条例制定／2001年（平成13年）

国が制定した男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、男女共同参画の一層の推進を図るため、「北海道男女平等参画推進条例」が制定されました。

◆北海道男女平等参画基本計画／2002年（平成14年）

平成14年3月に、北海道男女平等参画推進条例の基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策の総合的、かつ、計画的な推進を図るため、「北海道男女平等参画基本計画」が策定されました。

◆北海道男女平等参画基本計画（第2次）／2008年（平成20年）

平成14年に策定した「北海道男女平等参画基本計画」が最終年度を迎えたことから、社会・経済情勢や男女平等参画に関するこれまでの取組の成果を踏まえ、「第2次北海道男女平等参画基本計画」が策定されました。

2. 余市町男女共同参画推進条例と解説

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(解説)

第1条では、男女共同参画の推進を図るために、この条例で定めている内容を掲げ、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現するという条例を制定する目的を定めています。

この条例を制定する目的の一つは、町、町民及び事業者の責務を明らかにしたうえで、三者が協力して男女共同参画の推進を図るということです。

地域社会全体で男女共同参画を推進するためには、まず、条例により基本理念を示し、町、町民及び事業者の責務を明らかにした上で、行政からの規制や義務としてではなく、それぞれが自らの責務を認識し、自発的に男女共同参画を推進していくことが望ましいといえます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反して性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における生活環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(解説)

この条例で用いられる、あまりなじみのない用語や、その内容を明確にしておく必要のある用語の意味を定めています。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として性別にとらわれることなく能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならないこと。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策及び民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における共同責任を担い、かつ、当該活動以外の社会のあらゆる分野において活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と妊娠・出産に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されること。
- (6) 町は、男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係があることを考慮し、男女共同参画の推進に当たっては、国際社会における取組を踏まえながら行われること。

(解説)

基本理念は、国の男女共同参画社会基本法を踏まえた基本的な考え方をもとに、推進すべき6つの基本理念を掲げています。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、男女共同参画の推進に当たっては、町民、事業者、国及び他の地方公共団体との密接な連携を図らなければならない。

(解説)

第4条では町の責務について定めています。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(解説)

第5条は、町民の責務について定めたものです。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(解説)

第6条は、事業者の責務について定めたものです。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、社会のあらゆる分野において、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

(解説)

第7条は、男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因となっている性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等への暴力など、性別による人権侵害の禁止を定めたものです。

「配偶者等」とは恋人や前夫又は元妻、元恋人など以前、親しい関係だった者も含みます。配偶者等に対する暴力は非常に深刻な問題であり、基本的人権を妨げたり、自由を制約するような暴力は決して許されるものではありません。

(男女共同参画計画)

第8条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、余市町男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、町民、事業者及び民間の団体（以下「町民等」という。）の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(解説)

第8条は、男女共同参画社会を実現するための施策は、中長期的な視点に立って、総合的かつ計画的に推進する必要があるため、男女共同参画の推進に関する基本計画を町長が策定することを定めたものです。

策定及び変更する際は、第16条に基づき設置される余市町男女共同参画審議会の意見を聴くことを定めています。このことは、町、町民、事業者の自発的意思と相互の協力により男女共同参画を推進する上で、基本計画の策定過程から町民の意見を反映させることが、極めて重要なためです。

(施策の策定に当たっての配慮)

第9条 町は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(解説)

第9条は、町の施策は、社会経済活動全般を対象に展開され、その施策に伴って生じる影響も多岐にわたるため、直接的に男女共同参画社会の形成の促進に係る施策でなくとも、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすことがありえることから、そのような施策について男女共同参画社会の形成への影響に配慮する必要があると定めたものです。

(年次報告)

第10条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(解説)

第10条は、男女共同参画を効果的に推進するため、基本計画に基づいた施策の実施状況を継続して調査検証し、報告書等を作成し、町民及び事業者に対して公表していくことを定めたものです。

条例や基本計画の策定だけでは、男女共同参画の推進は図ることができません。推進施策としてどのようなものが実施され、それが実際にどの程度効果があったかを調査分析した報告書等を作成し、公表することによって、男女共同参画に対する町民の意識や関心を高め、町民の声を行政施策に反映させていこうとするものです。

(調査研究)

第11条 町は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(解説)

第11条は、男女共同参画に関する施策を策定し、効果的に実施するためには、国内外の動向、他都道府県の状況、本町の実態、町民の意識や事業者等の状況などを的確に把握し、施策へ反映していくことが重要であり、町が情報収集、調査及び研究を行うことを定めたものです。

(広報及び啓発)

第12条 町は、情報提供、広報活動等を通じて、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する町民等の理解を深めるよう適切な広報及び啓発を行うものとする。

(解説)

第12条は、男女共同参画の推進についての理解を促進するため、町が広報啓発活動を行うことを定めたものです。

町、町民及び事業者が協力して男女共同参画を推進していくためには、町が継続的に男女共同参画に関する理解の促進を図るための広報・普及啓発活動を行い、男女共同参画についての共通の理解を深めていくことが必要です。

(推進体制の整備及び財政上の措置)

第13条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとする。

2 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(解説)

第13条は、男女共同参画の推進に関する施策の推進体制の整備とそれに伴う財政上の措置を定めたものです。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第14条 町は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 町は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(解説)

第14条は、第6条に定める事業者の責務を支援するために情報の提供等を行うことを定めたものです。

また、そのために男女共同参画の実態を把握するための調査について協力を求めることを定めたものです。

(苦情の申出)

第15条 町民等は、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に対する苦情等があるとき又は男女共同参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による申出を受ける相談窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(解説)

第15条は、町が町民及び事業者から男女共同参画に関する苦情や相談を受けた場合、関係機関と連携を図りながら適切に対応することを定めたものです。

「男女共同参画を阻害すると認められること」とは第7条（性別による権利侵害の禁止）で禁止しているものなど、男女共同参画を妨げる要因となるものが想定されます。

これらに関しては、町の人権擁護委員、北海道の男女平等参画苦情処理委員等の機関との連携が必要です。

(設置)

第16条 男女共同参画の推進について、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、余市町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 基本計画に関する事項
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況
- (3) その他男女共同参画の推進に関する事項

(解説)

第16条は、男女共同参画の推進を図るため、余市町男女共同参画審議会を設置するとともに、その所掌事項を定めたものです。

この審議会は、男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について、各分野で活躍する方の意見を広く聴く機関であり、男女共同参画の推進に関する施策の実効性を高める目的で設置するものであります。

(組織)

第17条 審議会は、10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 男女共同参画を推進している事業者や団体等から推薦があった者
 - (3) 公募による者
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者
- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員の任期は、3年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(解説)

第17条は、審議会の組織を定めたものです。余市町男女共同参画審議会委員の構成については、当然、男女比を考慮すべきであり、審議会の委員は、男女双方の意見を反映させるため、できる限り同数とすることを定めています。

また、一般公募枠を設けるとともに、幅広い意見を聴くために、各分野で活躍されている方の選任に配慮しなければなりません。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(解説)

第18条は、余市町男女共同参画審議会の会長・副会長の互選及び運営等を定めたものです。

(会議)

- 第19条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した審議会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は当該関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(解説)

第19条は、余市町男女共同参画審議会の会議に関する事項を定めたものです。

(審議会等における男女共同参画の推進)

- 第20条 町は、町が設置する審議会等の委員の委嘱等を行う場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

(解説)

第20条は、町が設置する審議会等の委員の構成については、当然、男女比を考慮すべきであり、審議会の委員は男女双方の意見を反映させるため、できる限り均衡を図るよう努めなければならないと定めたものです。

(委任)

- 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

3. 「男女共同参画に関する町民意識調査」集計概要

(1) 調査の目的

この調査は、「余市町男女共同参画計画」を策定するにあたって、男女共同参画社会に対する町民の認識や家庭・地域・職場における現状を把握し、今後の施策の参考にするために実施しました。

(2) 調査対象及び抽出

余市町内に居住する20代～60代の男女400人（各年代の男女：各40人）の無作為抽出（世帯内の複数抽出は不可）

(3) 調査方法

各個人宛の書面による郵送調査（回答は無記名）

(4) 調査期間

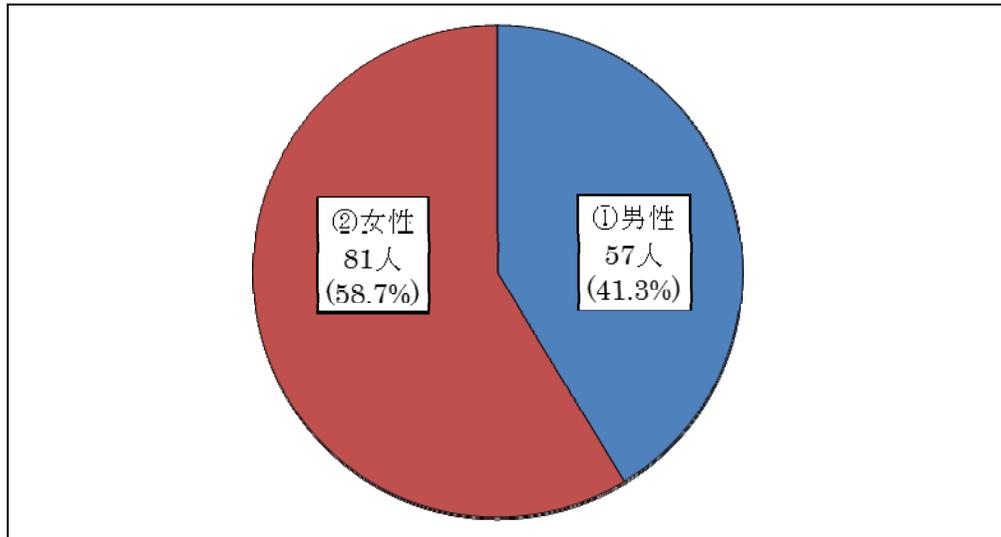
平成25年7月16日～平成25年7月31日

(5) 回収結果

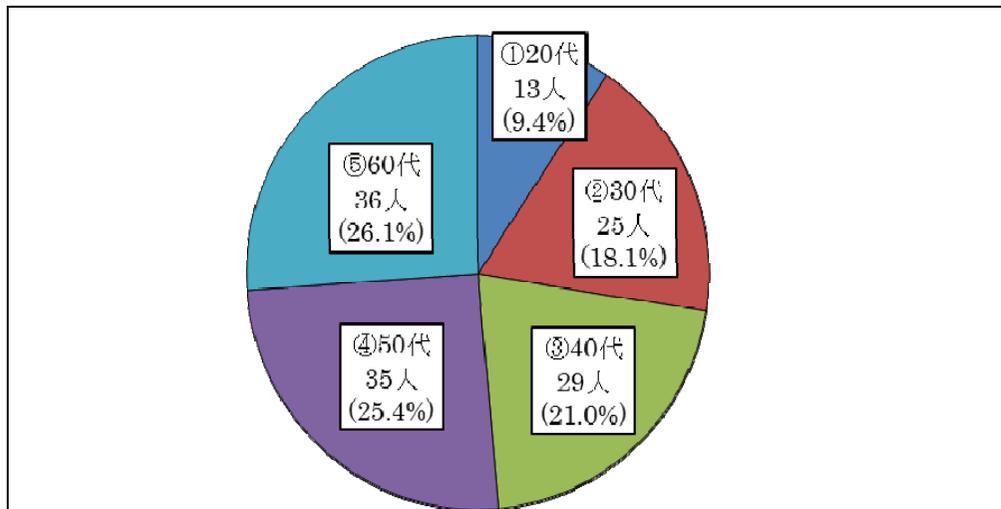
回収数は138名で、回収率は34.5%でした。このうち有効回答数は106名で、有効回答率は26.5%でした。

○ 回答者の属性

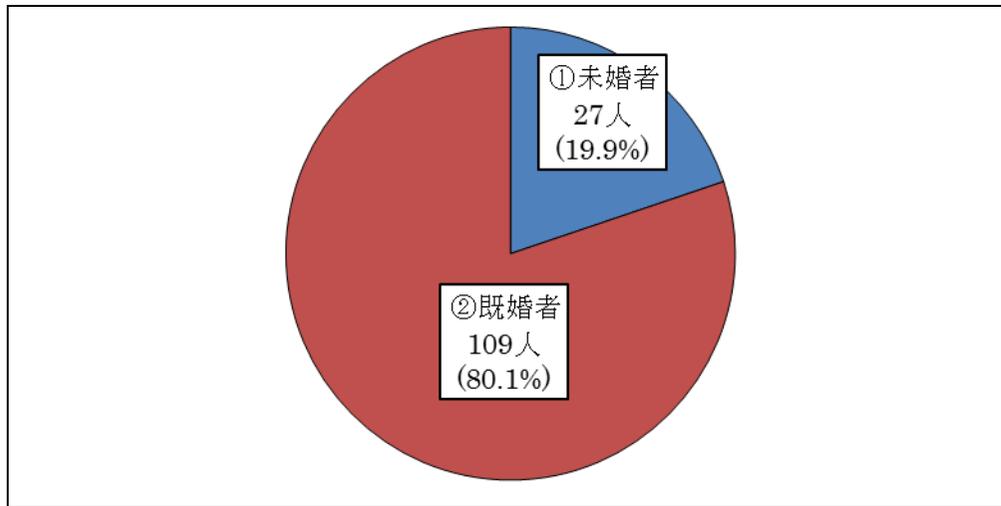
(1) 性別



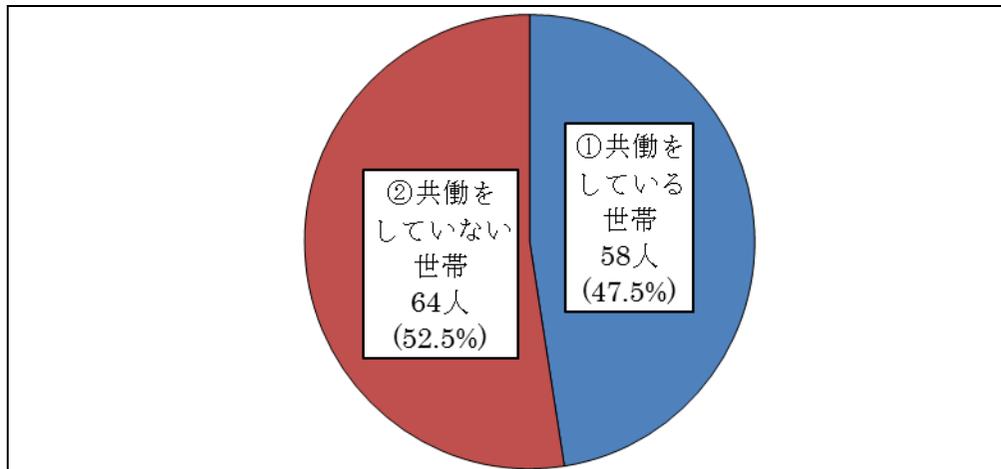
(2) 年齢

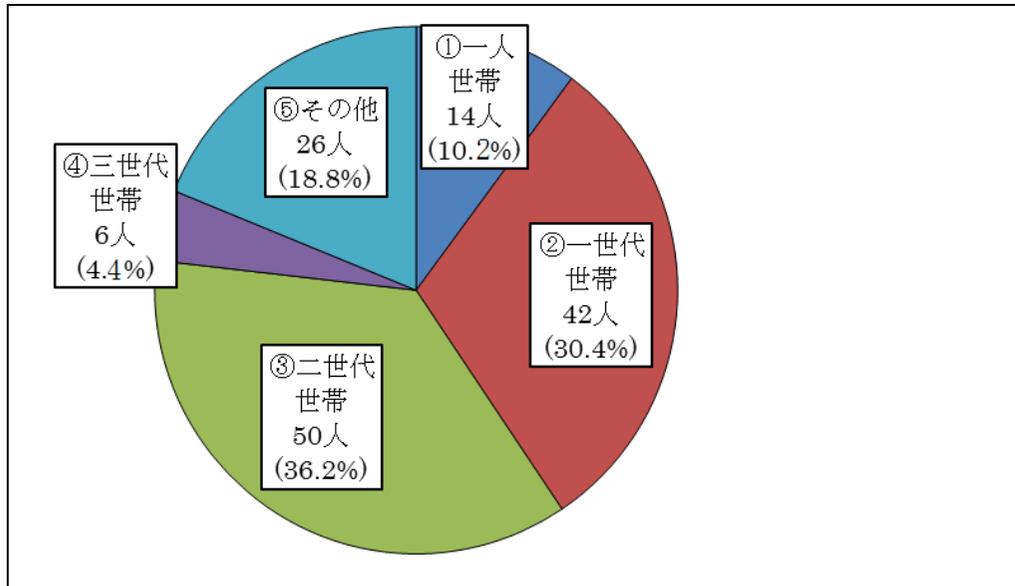
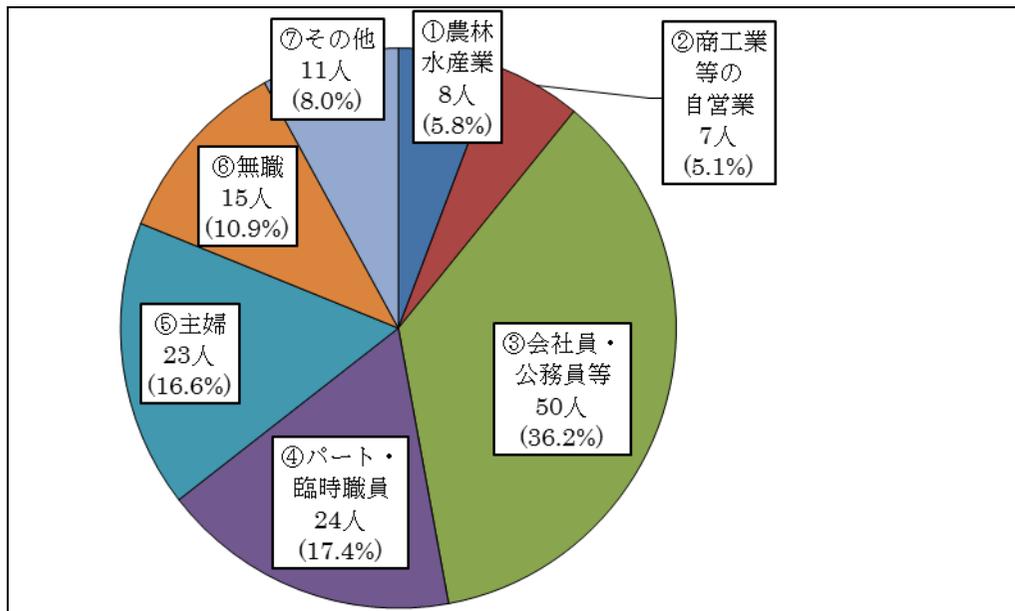


(3) 未婚・既婚

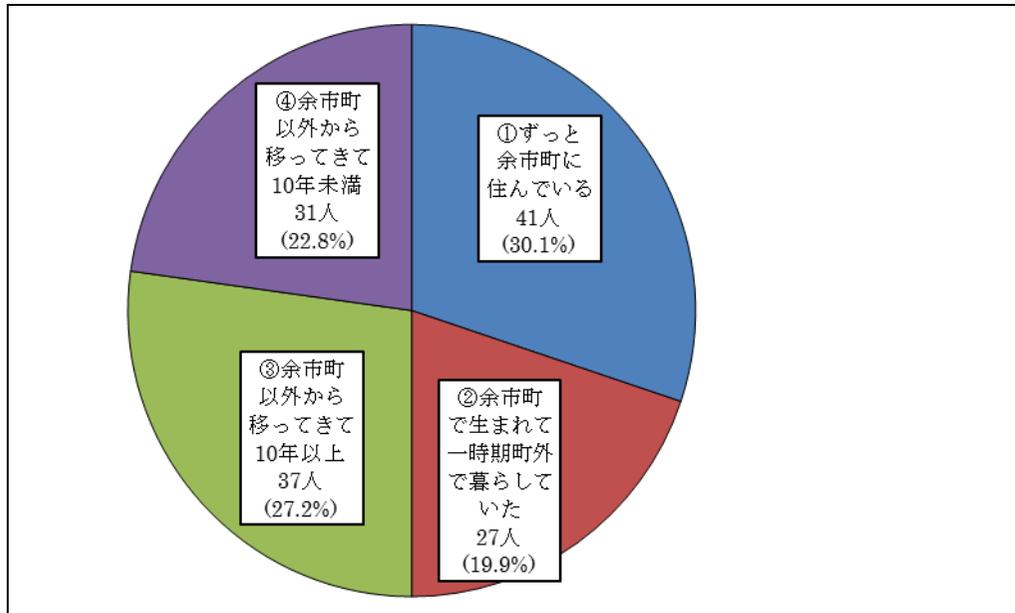


(4) 共働き世帯



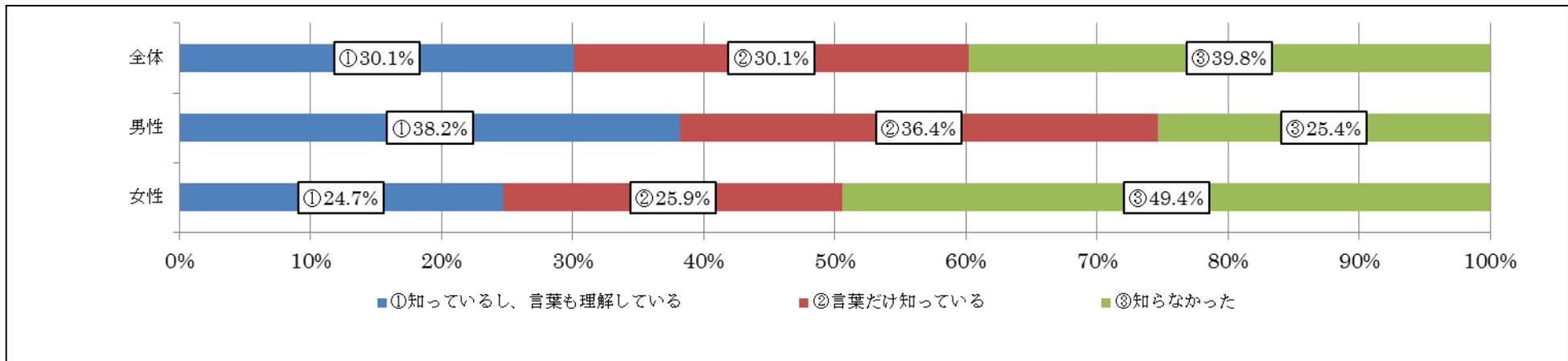
(5) 家族構成**(6) 職業**

(7) 余市町に何年住んでいますか。



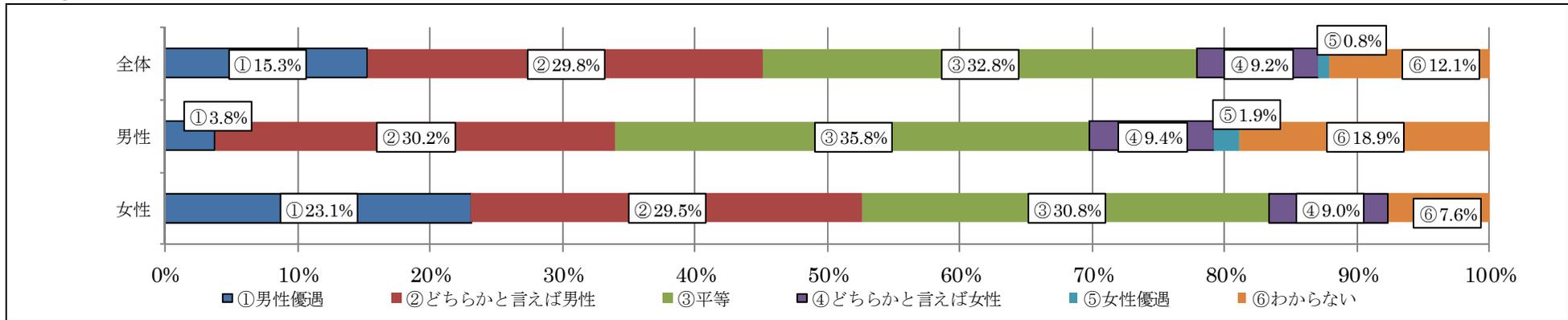
○ 男女平等意識について

問1 「男女共同参画社会」という言葉と意味についてご存じでしたか。【回答者数136名 男性55名、女性81名：○は1つ】

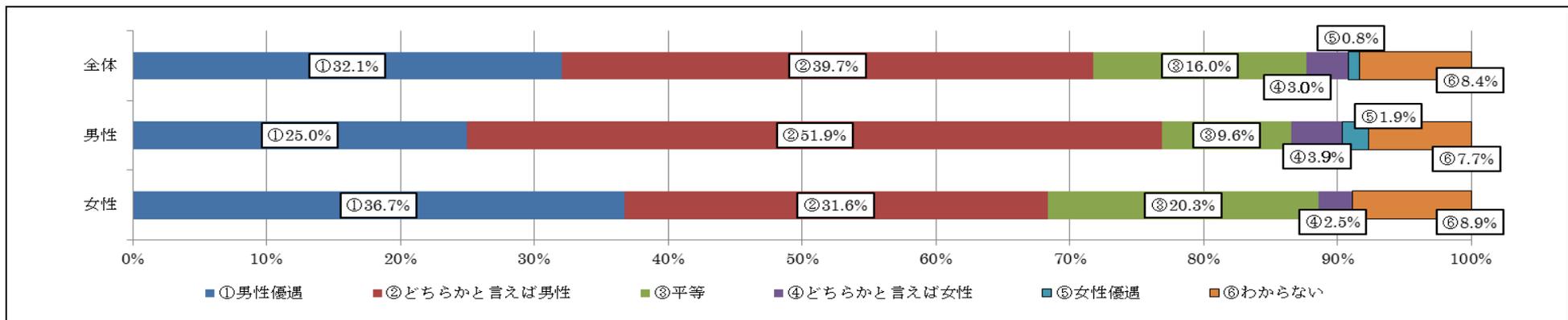


問2 次の各項目(①~⑧)の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。

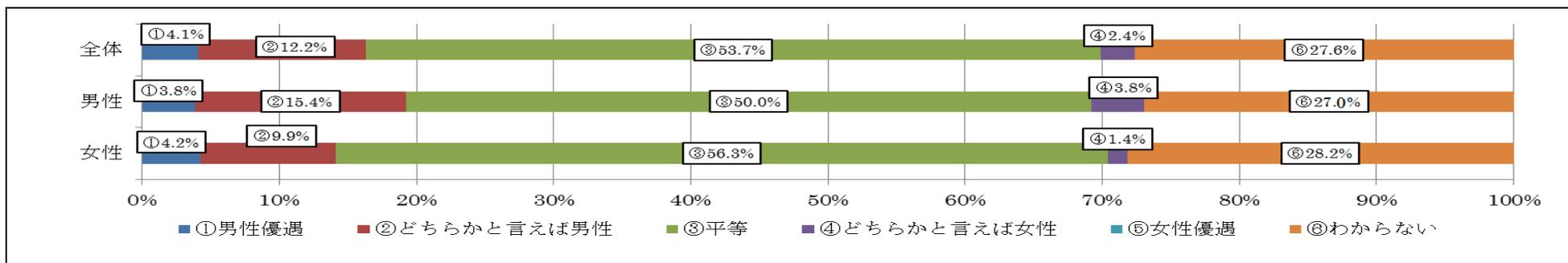
① 家庭生活【回答者数131名 男性53名、女性78名：〇は1つ】



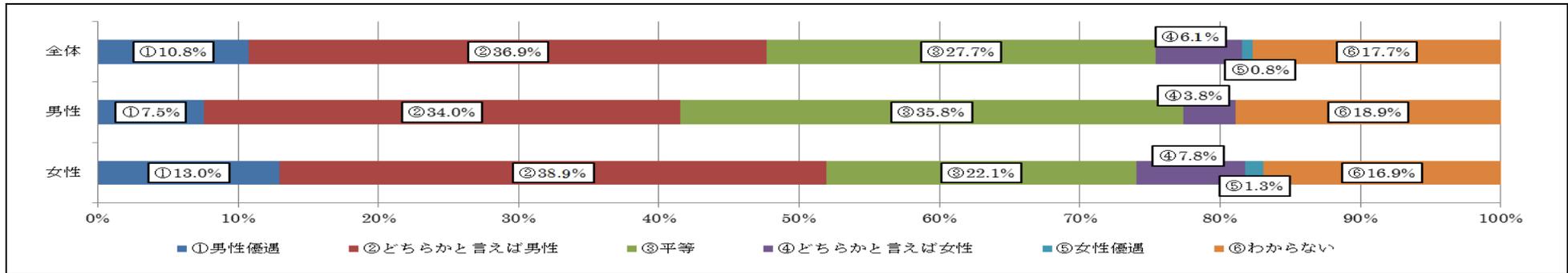
② 職場【回答者数131名 男性52名、女性79名：〇は1つ】



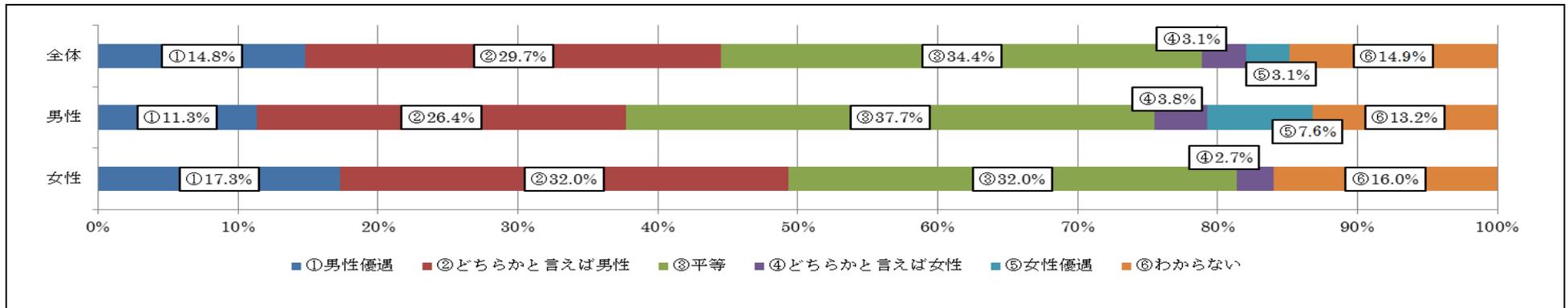
③ 学校【回答者数123名 男性52名、女性71名：〇は1つ】



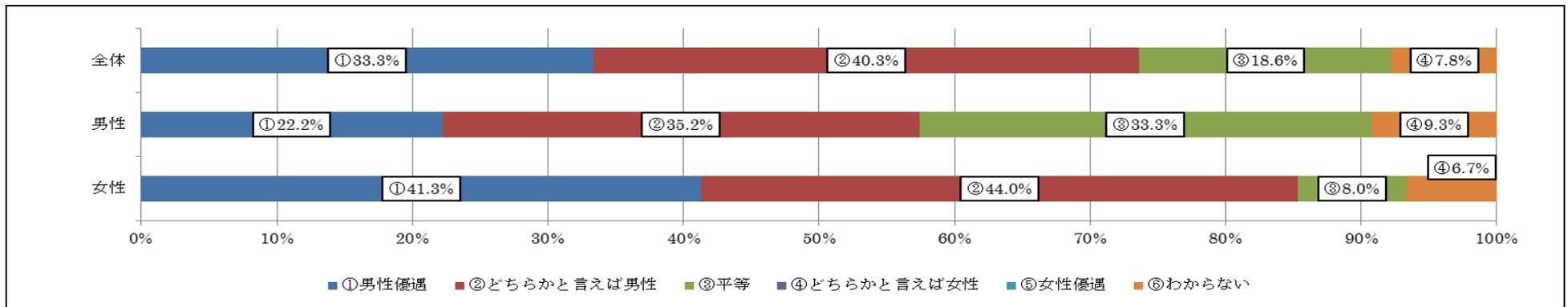
④ 社会活動【回答者数130名 男性53名、女性77名：〇は1つ】



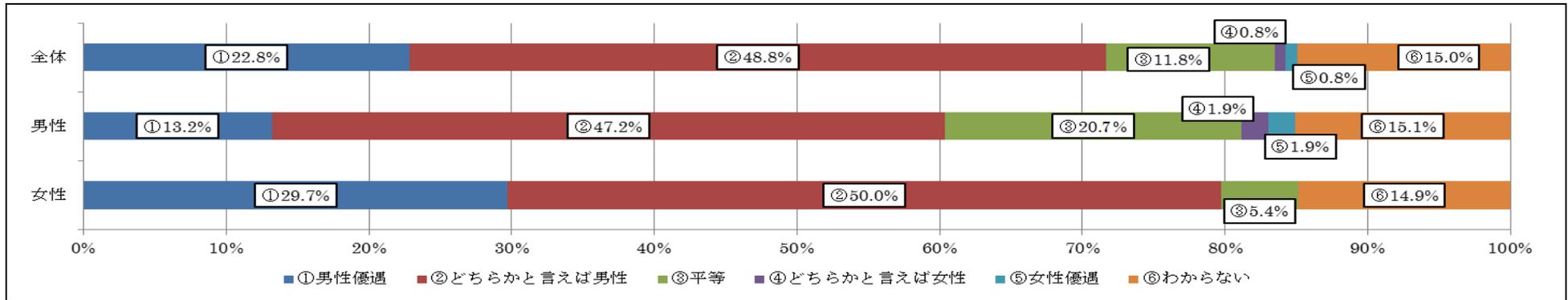
⑤ 法律や制度【回答者数128名 男性53名、女性75名：〇は1つ】



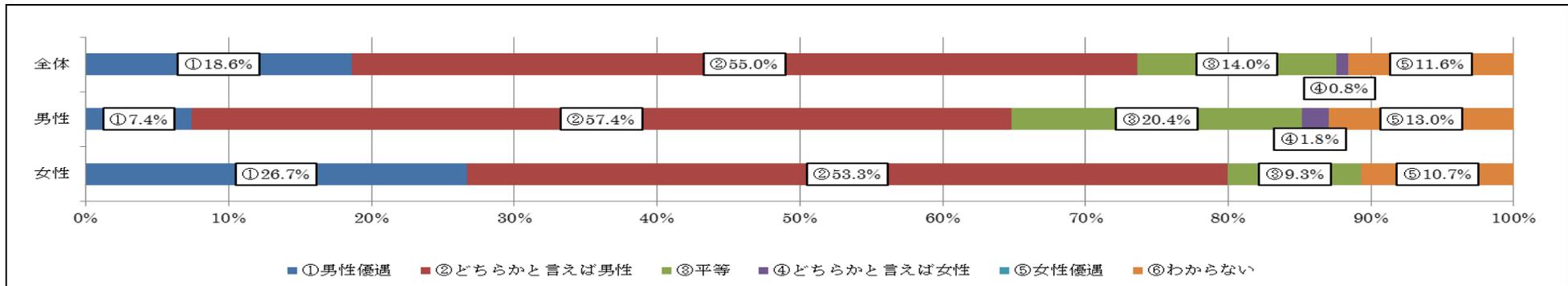
⑥ 政治の場【回答者数名 男性名、女性名：〇は1つ】



⑦社会通念・慣習等【回答者数127名 男性53名、女性74名：〇は1つ】

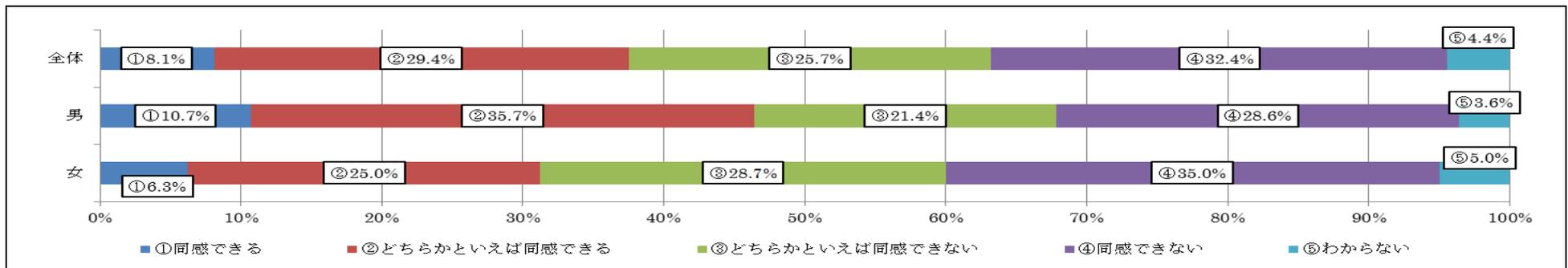


⑧社会全体【回答者数129名 男性54名、女性75名：〇は1つ】

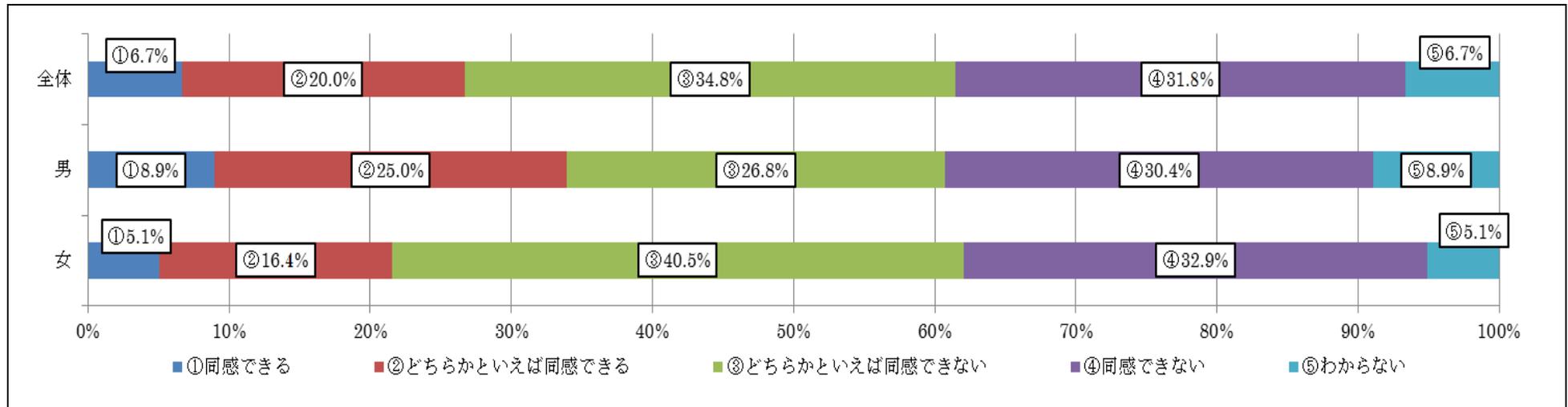


問3 次の項目(①~③)について、あなたの考え方に一番近いものはどれですか。

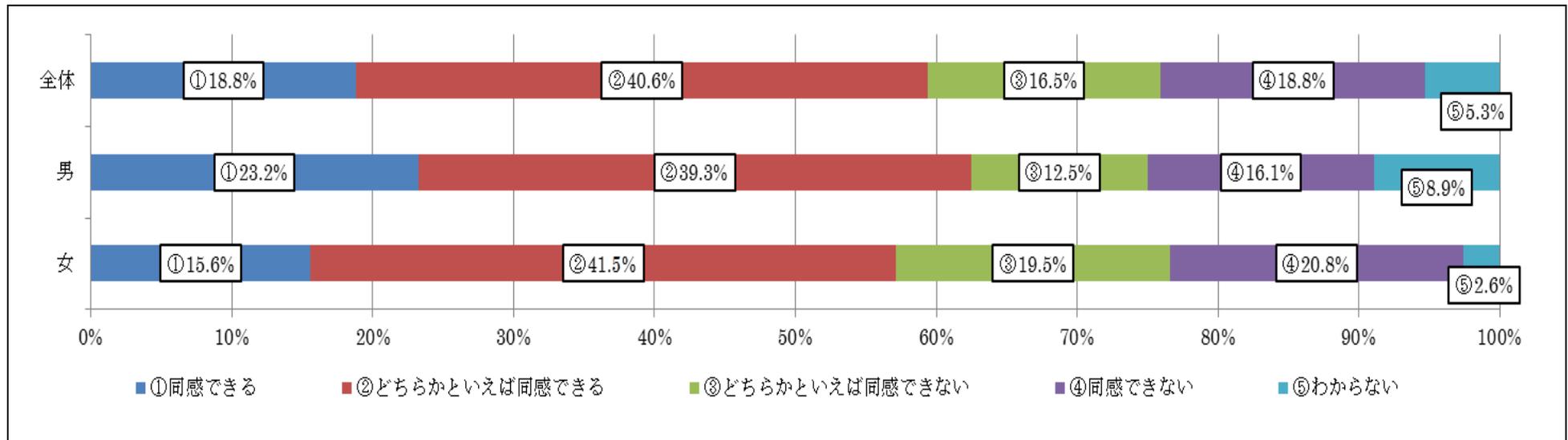
①男は仕事、女は家庭【回答者数136名 男性56名、女性80名：〇は1つ】



②「男だから、女だから」という考え、見方【回答者数136名 男性56名、女性80名：〇は1つ】



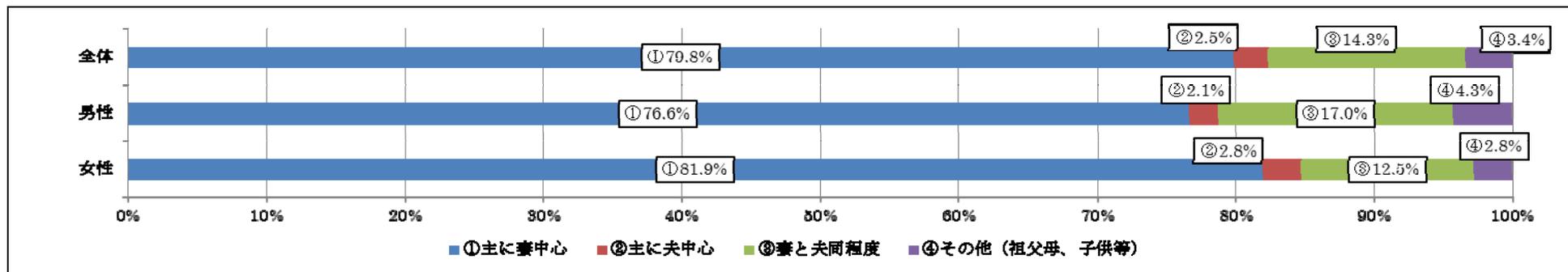
③「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」という考え【回答者数136名 男性56名、女性80名：〇は1つ】



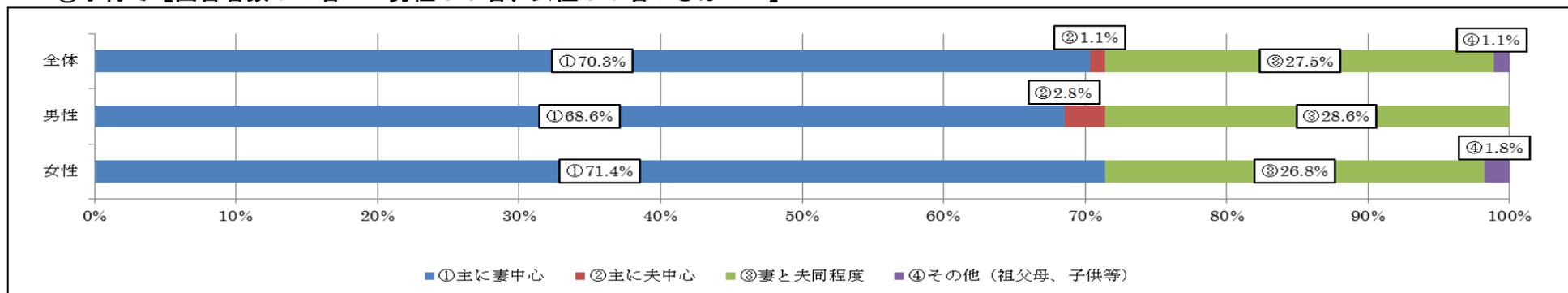
○ 家庭生活について

問4 あなたの家庭では次の項目(①~⑤)についてどのように行っていますか。

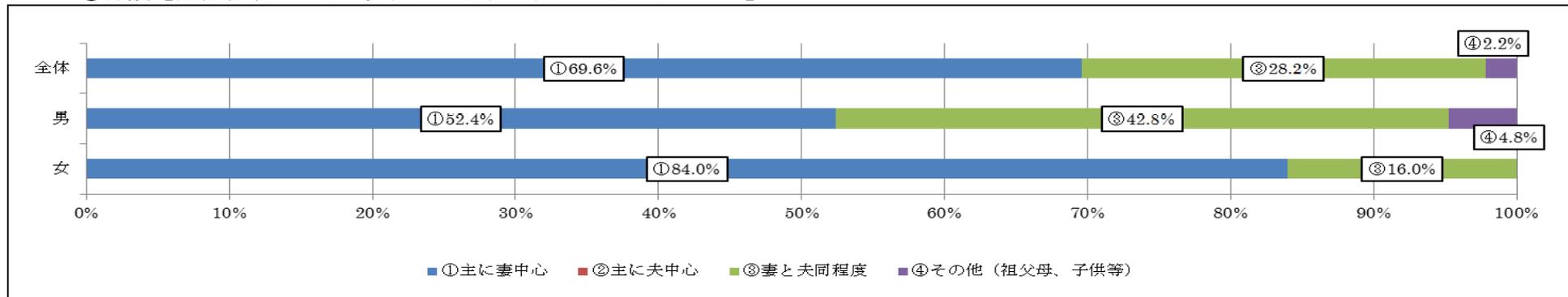
①家事【回答者数119名 男性47名、女性72名：○は1つ】



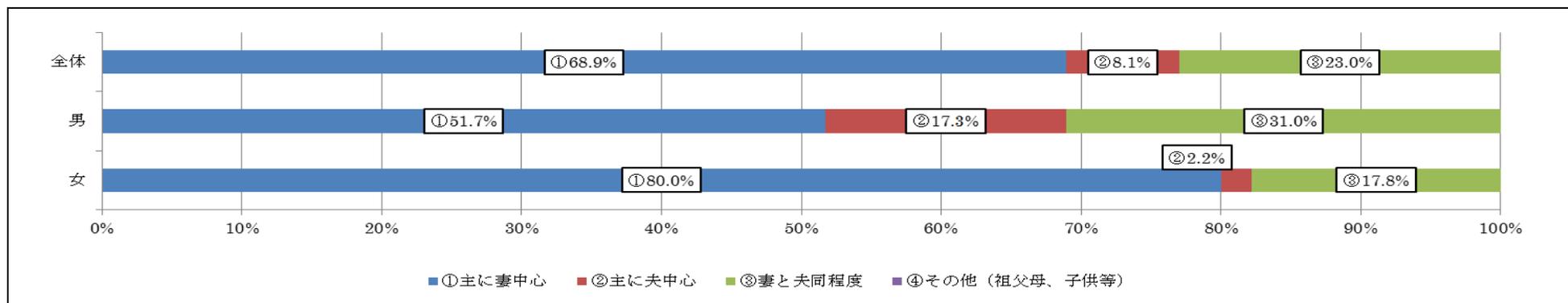
②子育て【回答者数91名 男性35名、女性56名：○は1つ】



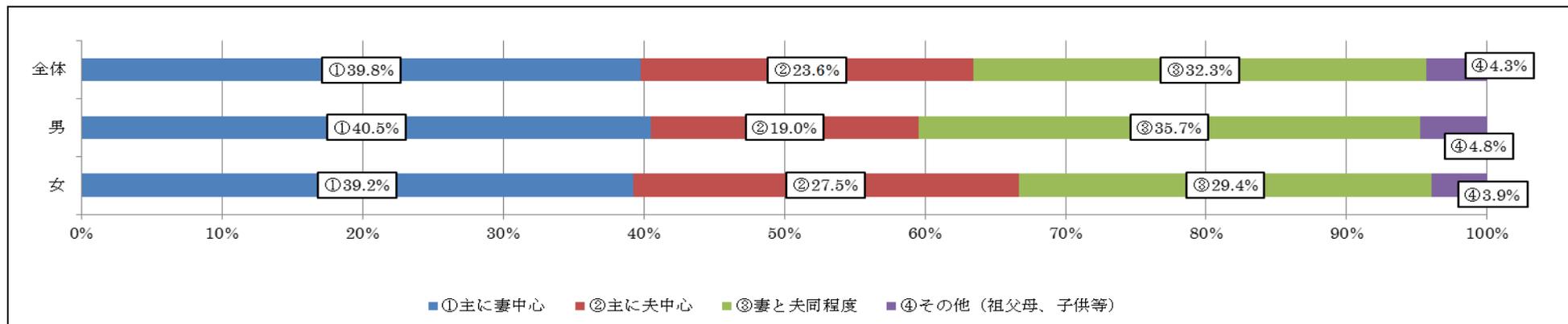
③介護【回答者数46名 男性21名、女性25名：○は1つ】



④学校行事【回答者数74名 男性29名、女性45名：〇は1つ】



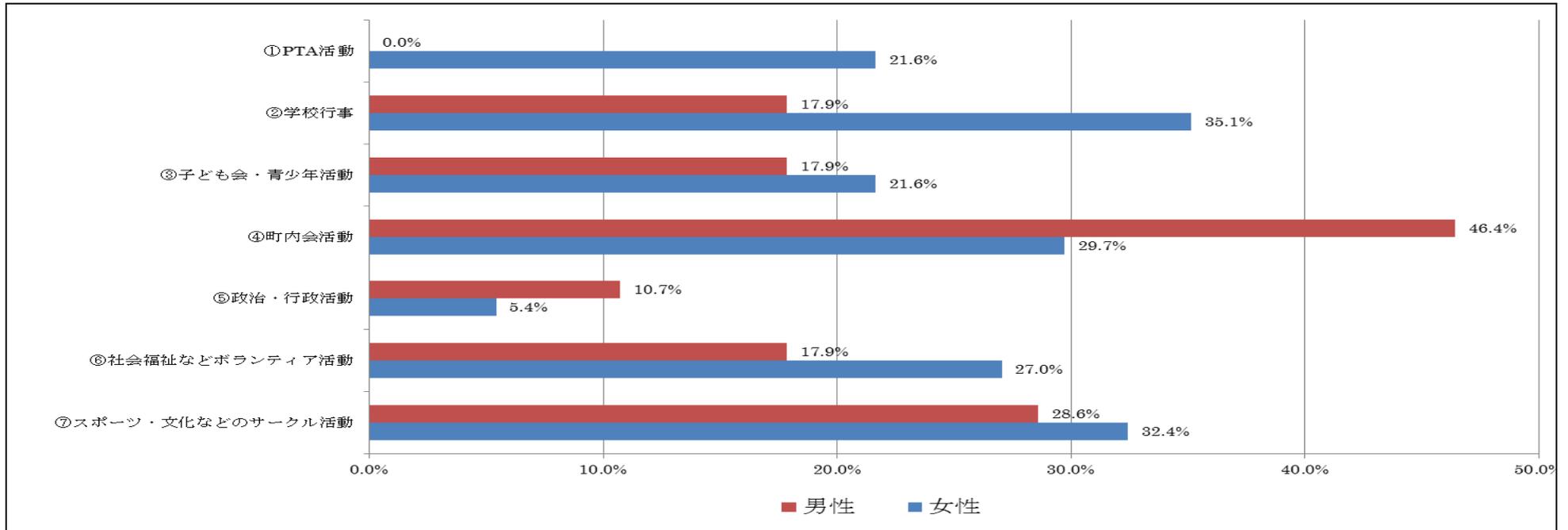
⑤町内会【回答者数93名 男性42名、女性51名：〇は1つ】



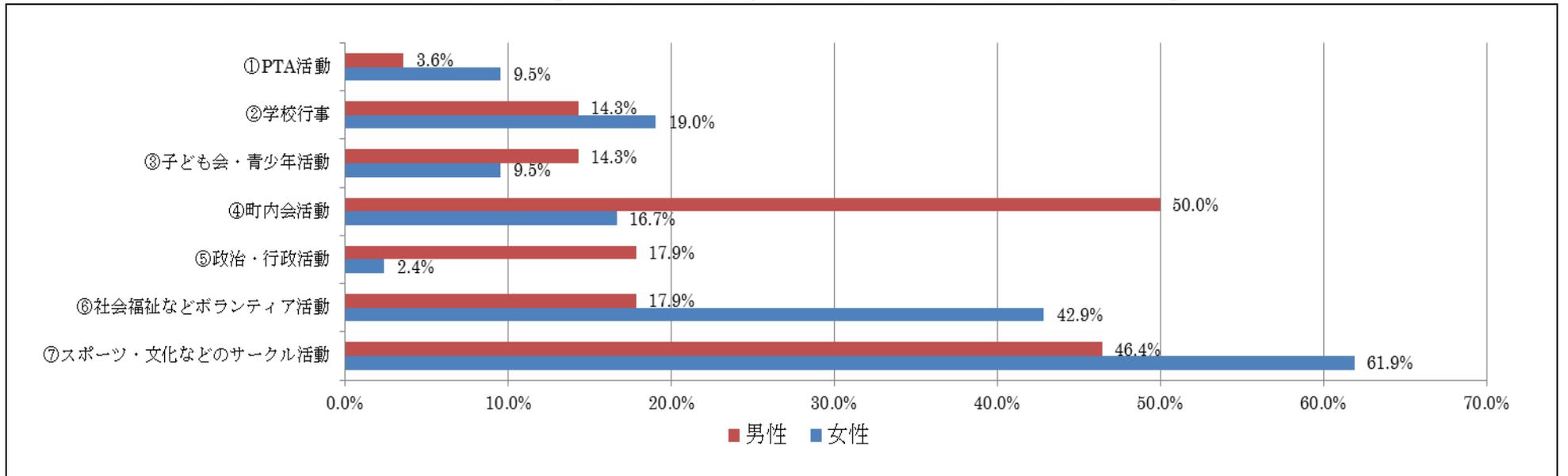
〇 地域活動等について

問5 あなたが現在、参加している活動は何ですか。また、今後も参加を続けたい、新たに参加してみたい活動は何ですか。

※ 現在参加している活動【回答者数65名 男性28名、女性37名：複数回答可】

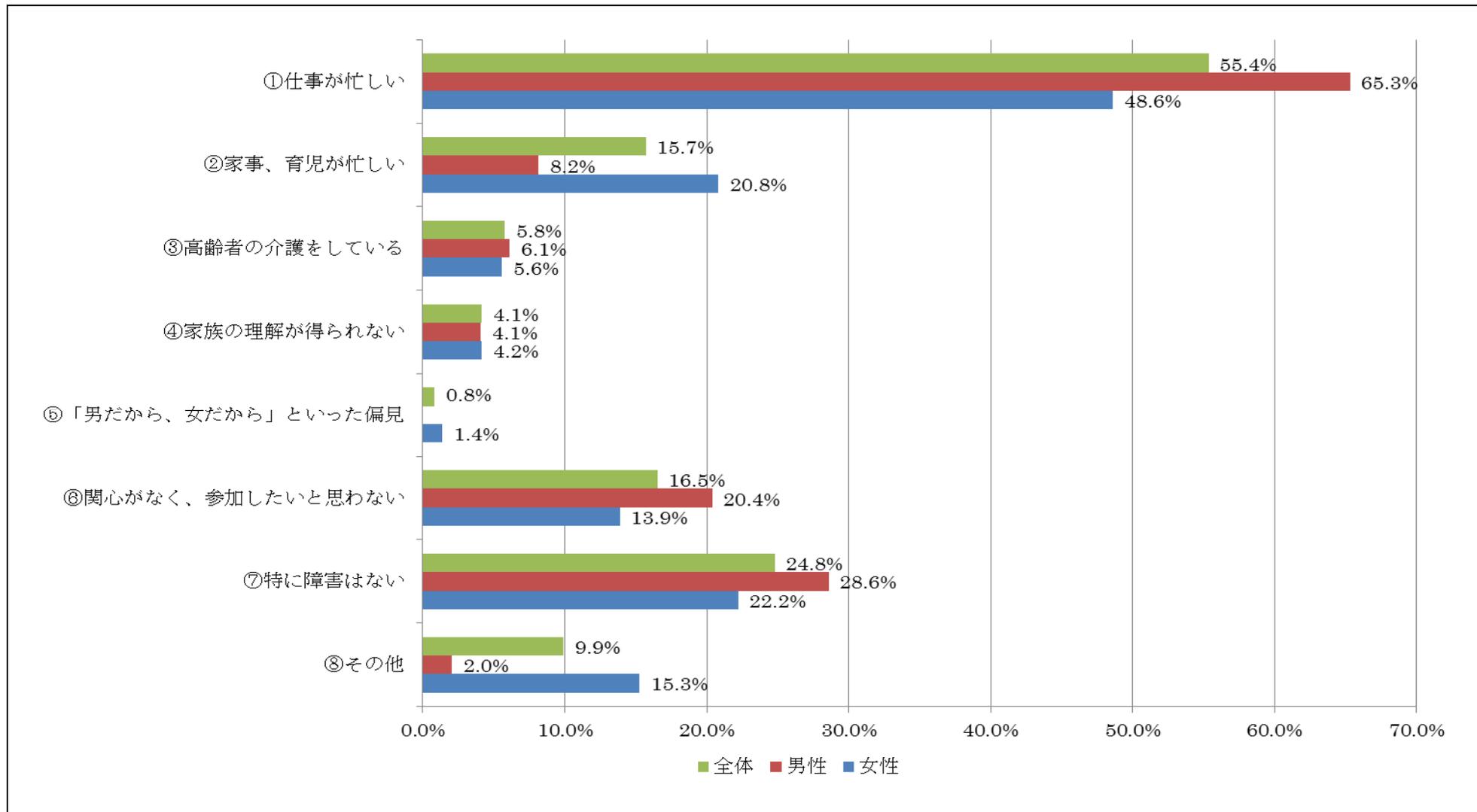


※ 継続または今後新たに参加したい活動【回答者数70名 男性28名、女性42名：〇は3つまで】

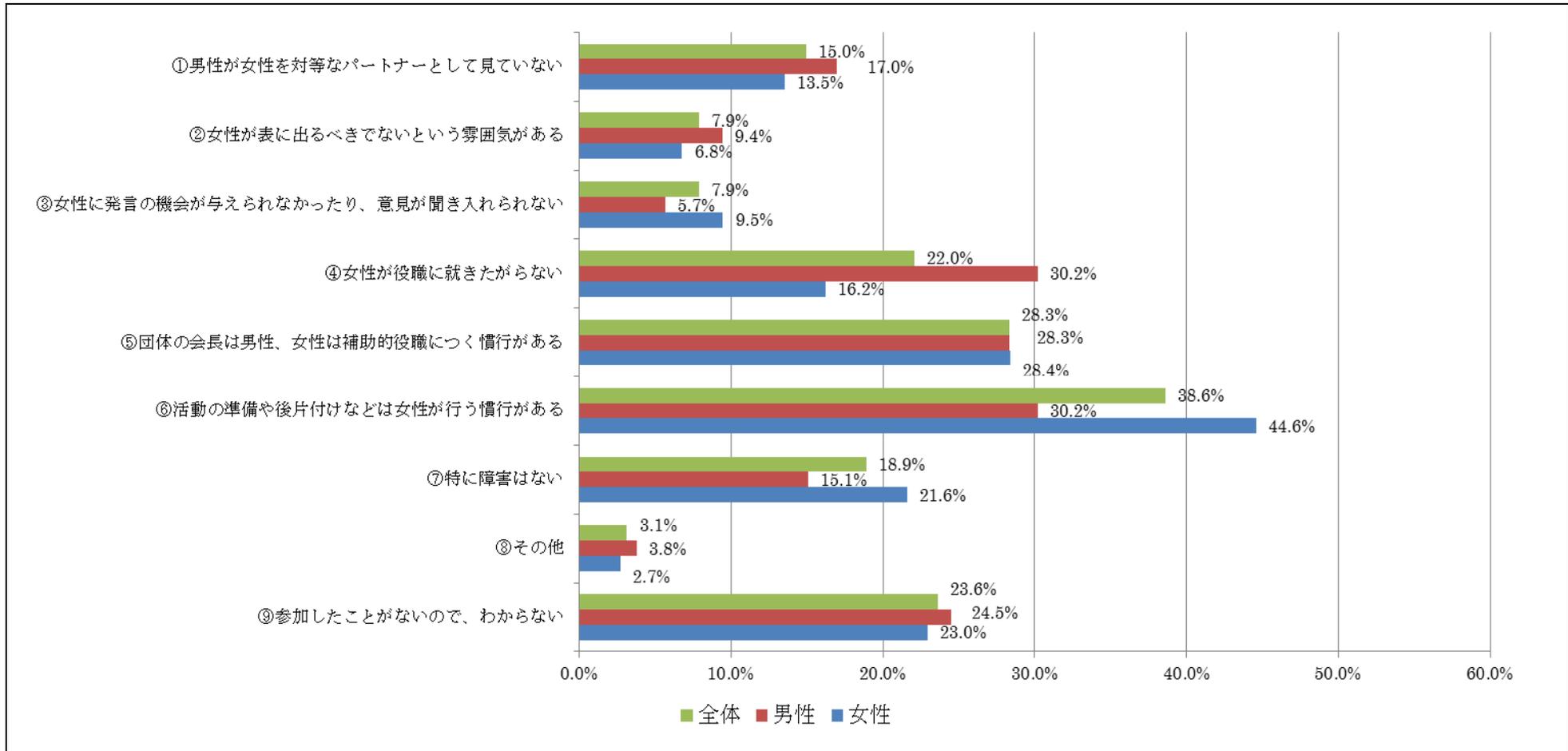


問6 あなたが前問のような各種活動に参加する場合、障害となることは何ですか。

【回答者数121名 男性49名、女性72名：複数回答可。○は3つ程度】

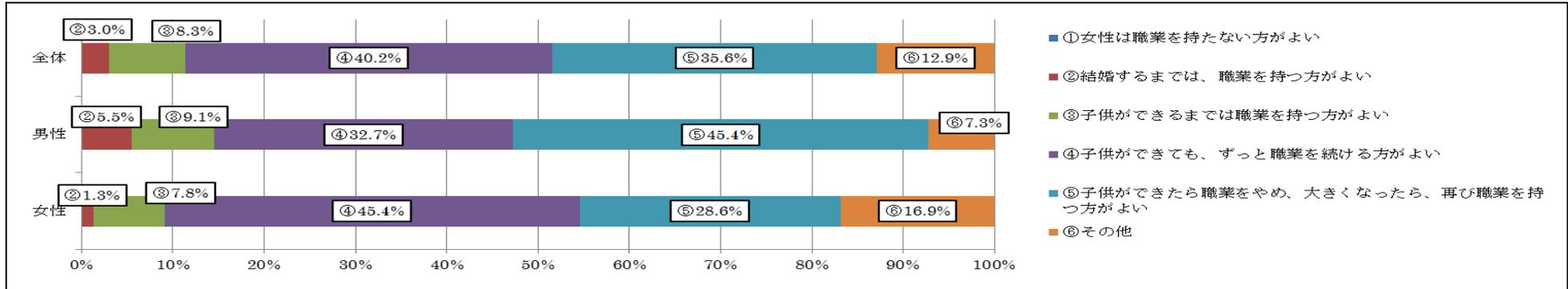


問7 地域の活動で男女の役割分担について思うことは何ですか。【回答者数127名 男性53名、女性74名：複数回答】

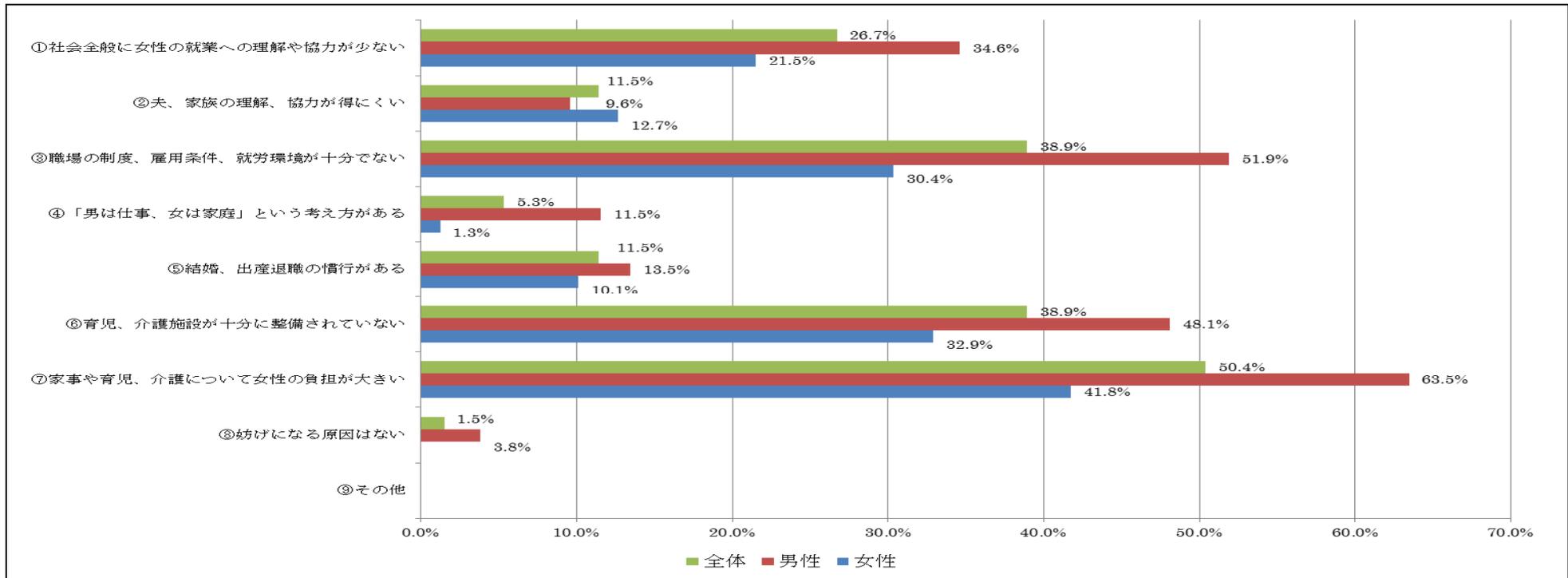


○ 就労環境について

問8 あなたは女性が職業を持つことについて、どう思いますか。【回答者数132名 男性55名、女性77名：複数回答】



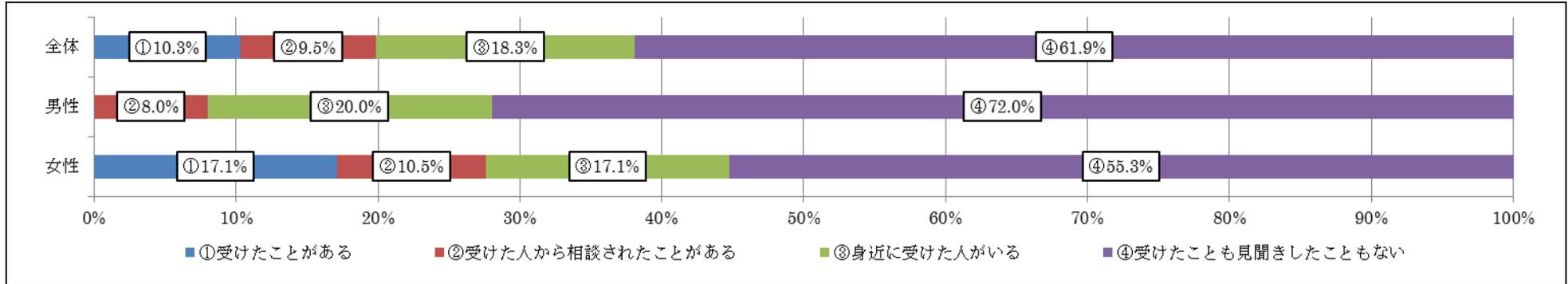
問9 女性が働く上で妨げになる原因について、どうようにお考えですか。【回答者数131名 男性52名、女性79名：複数回答可。○は3つ程度】



○ 男女の人権について

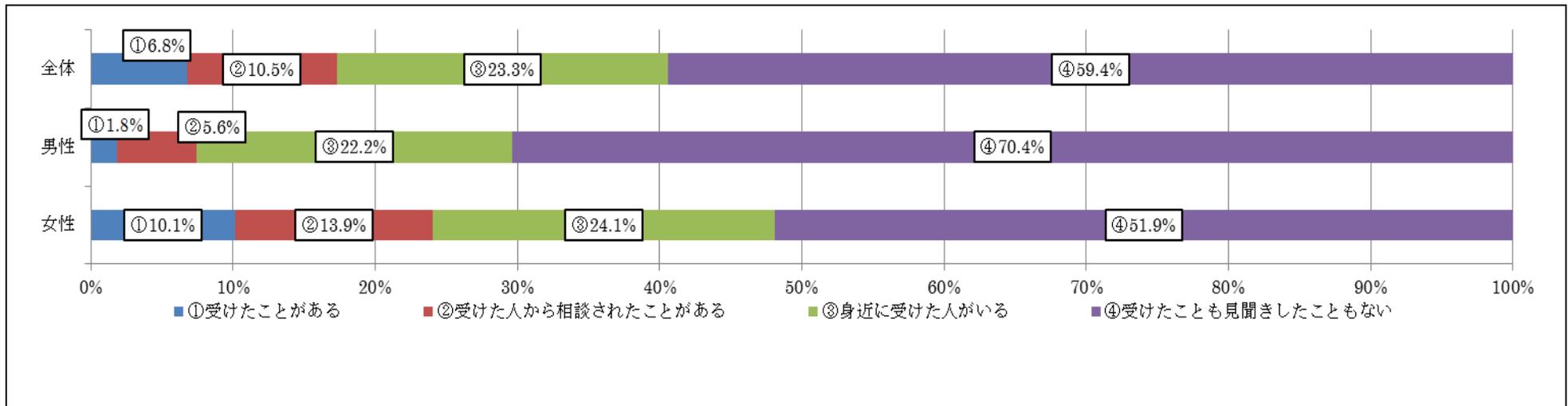
問10 職場、学校、地域でセクシャルハラスメントを受けたり、見聞きしたことがありますか。

【回答者数126名 男性50名、女性76名：複数回答可】



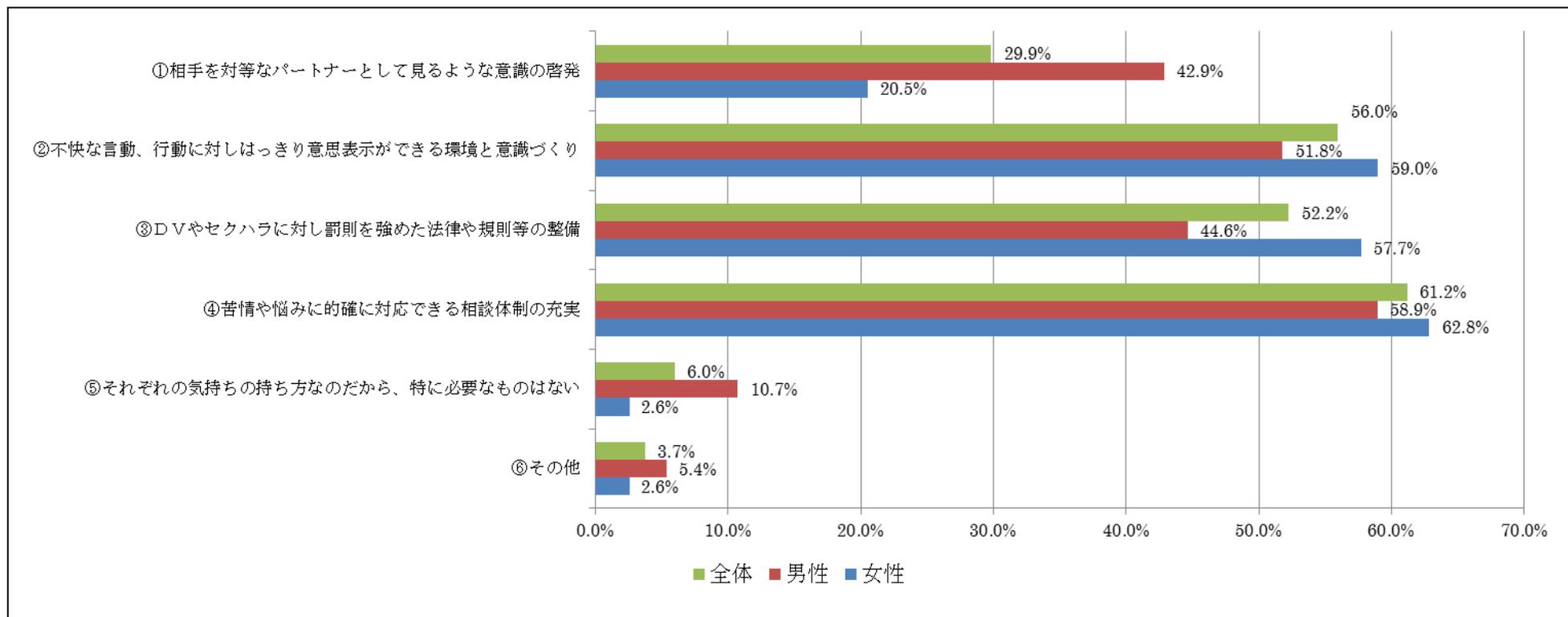
問11 ドメスティック・バイオレンス（DV）等を受けたり、見聞きしたことがありますか。

【回答者数133名 男性54名、女性79名：複数回答可】



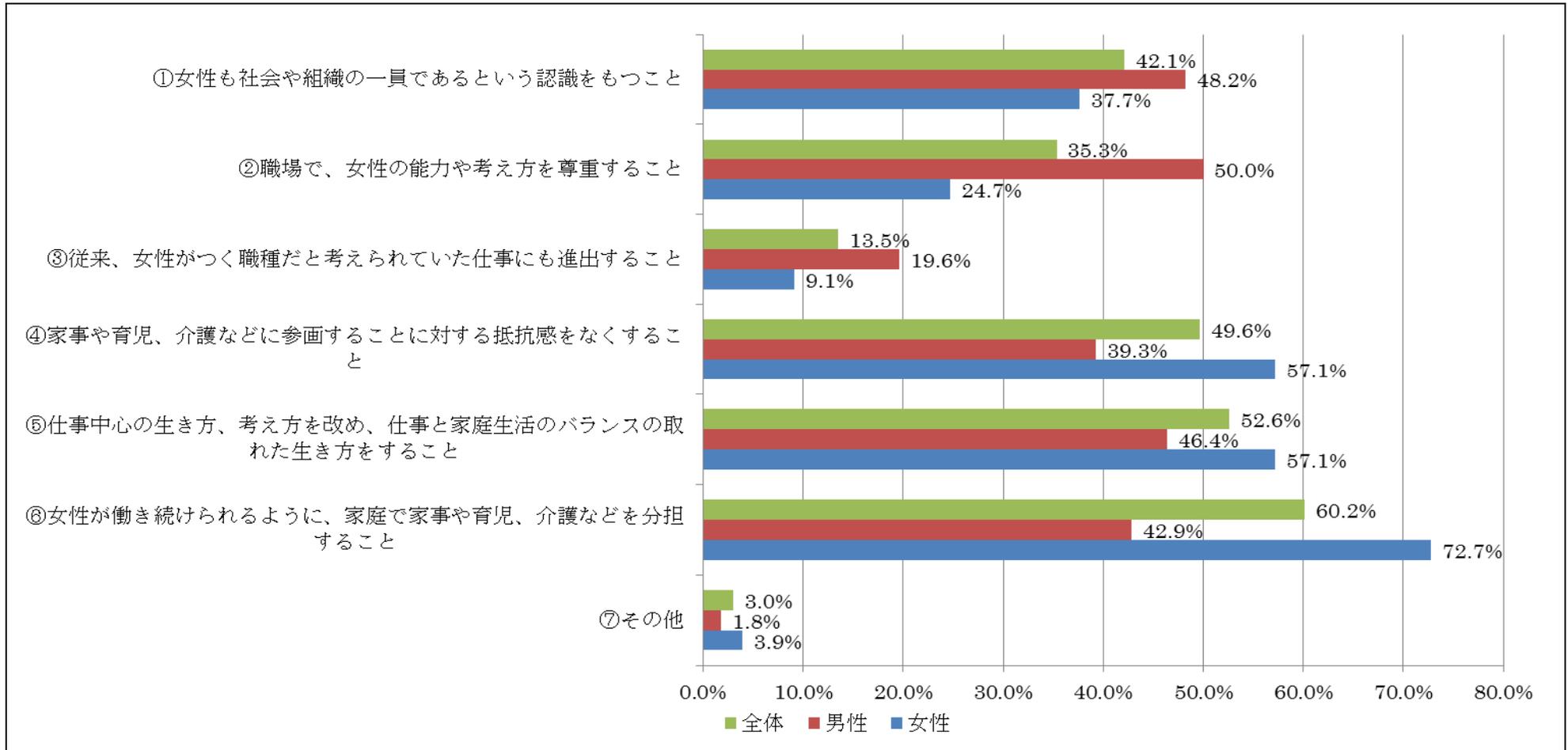
問12 ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメントなどの人権侵害をなくすためには、どのようなことが必要だと思いますか。

【回答者数134名 男性56名、女性78名：複数回答可。○は3つ程度】

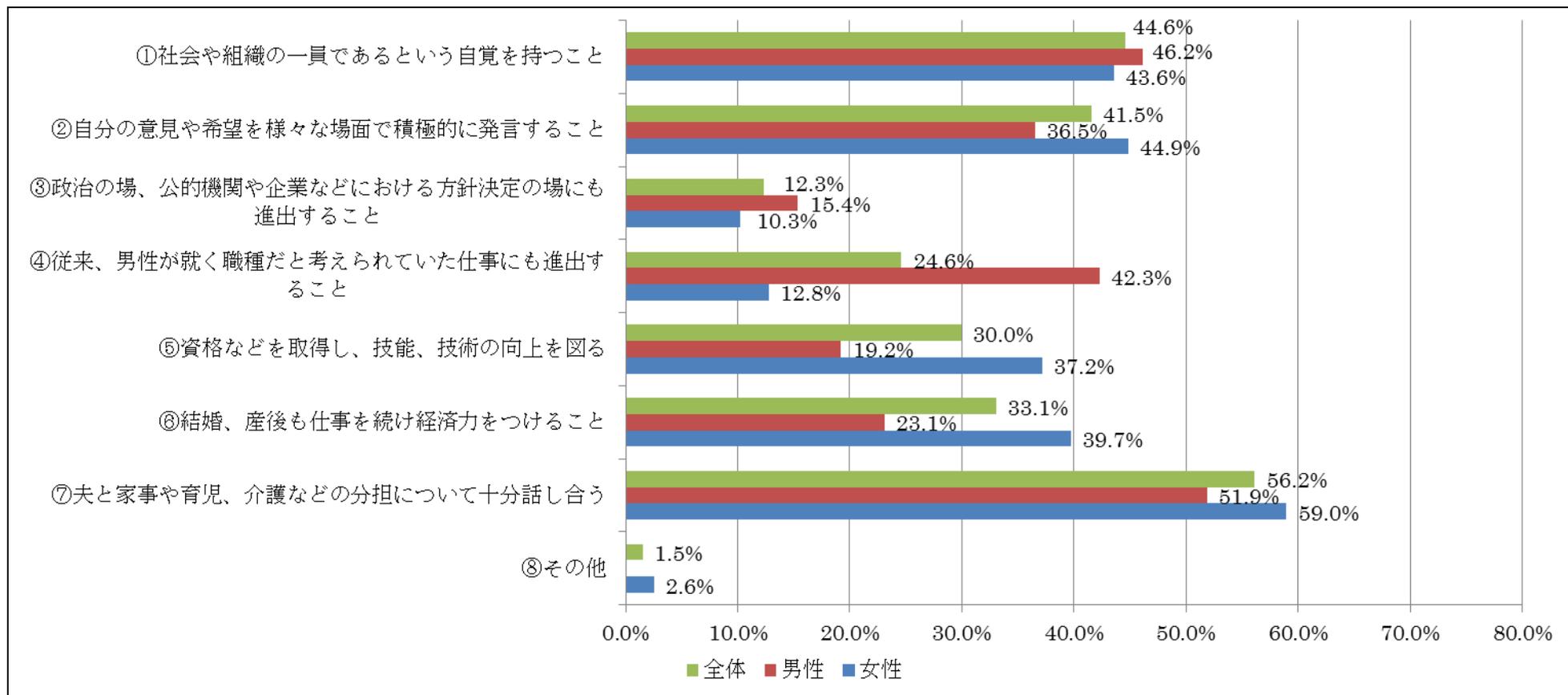


○ 男女共同参画について

問13 女性と男性が家庭、職場、地域、政治の場などのあらゆる分野に、共同で参画する社会を実現するためには、男性はどのようにすることが必要だと思いますか。【回答者数133名 男性56名、女性77名：複数回答可。○は3つ程度】

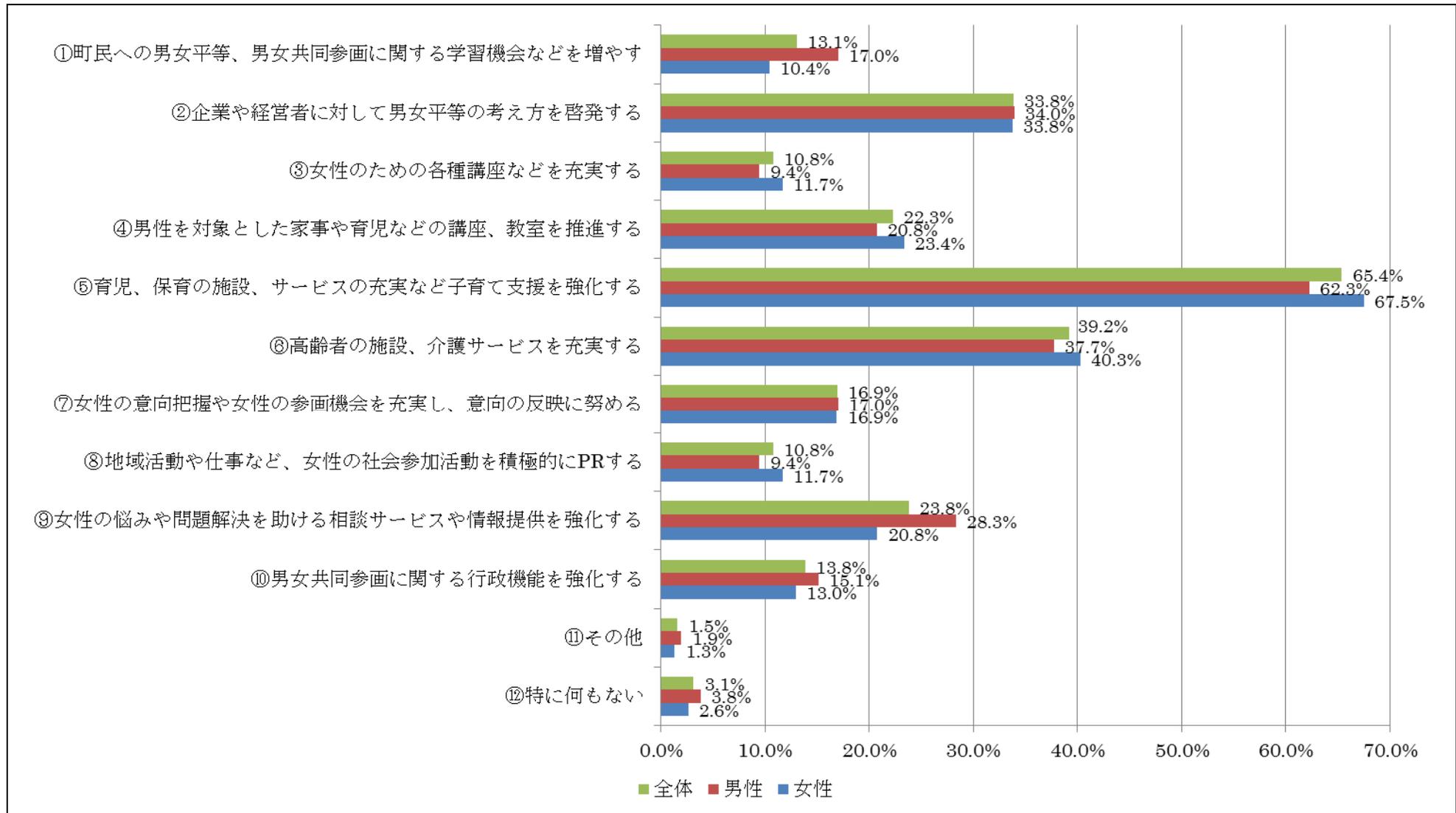


問14 女性と男性が家庭、職場、政治の場などのあらゆる分野に、共同で参画する社会を実現するためには、女性はどうのようすることが必要だと思いますか。【回答者数130名 男性52名、女性78名：複数回答可。○は3つ程度】



問15 余市町が男女共同参画推進を進めるためには、町にどのようなことを望みますか。

【回答者数130名 男性53名、女性77名：複数回答可。〇は3つ程度】



4. 「男女共同参画に関する事業所意識調査」集計概要

(1) 調査の目的

この調査は、「余市町男女共同参画計画」を策定するにあたって、男女共同参画社会に対する事業所の実態を把握し、今後の施策の参考にするために実施しました。

(2) 調査対象及び抽出

余市町内に事業所を有する従業員10人以上の事業所61社

(3) 調査方法

各事業所宛の書面による郵送調査（回答は無記名）

(4) 調査期間

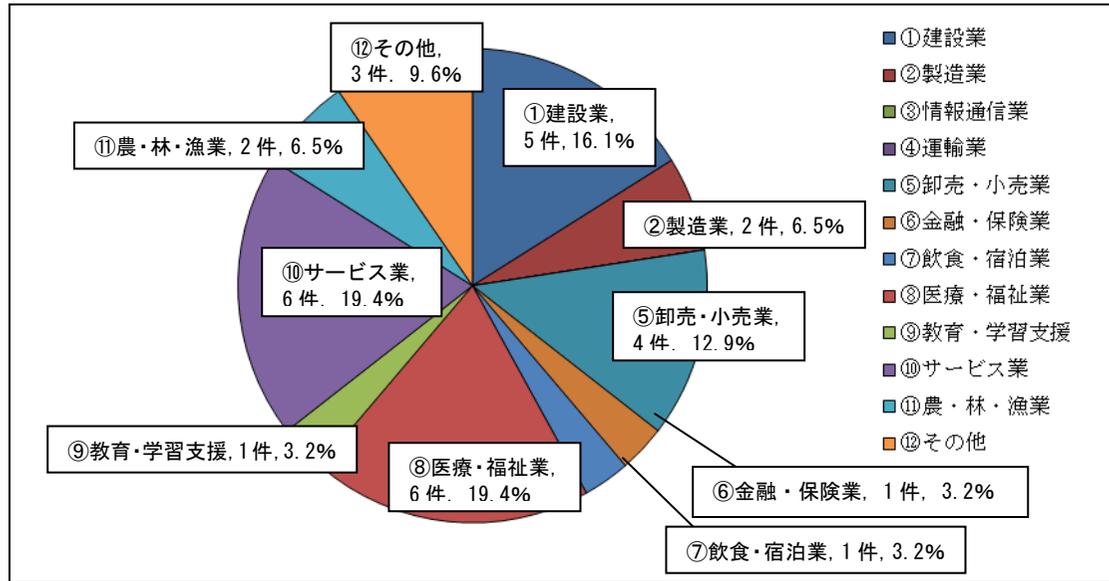
平成25年7月16日～平成25年7月31日

(5) 回収結果

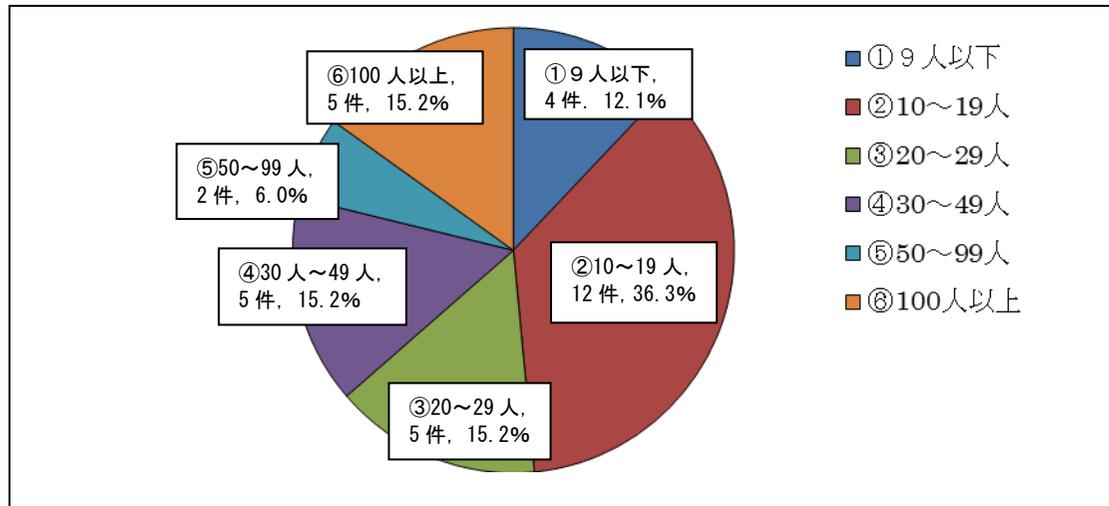
回収数は33社で、回収率は54.1%でした。

○ 事業所の概要

(1) 事業所の業種

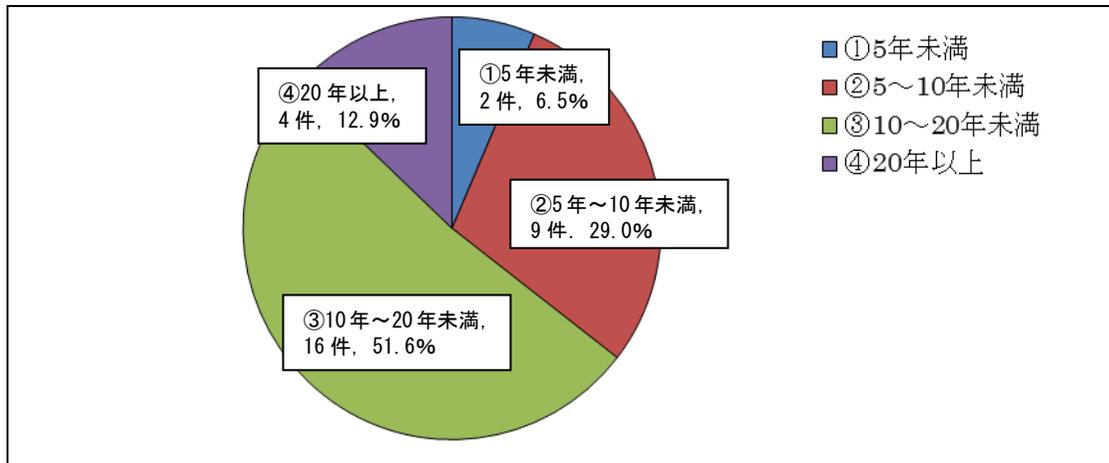


(2) 事業所の常用雇用者数

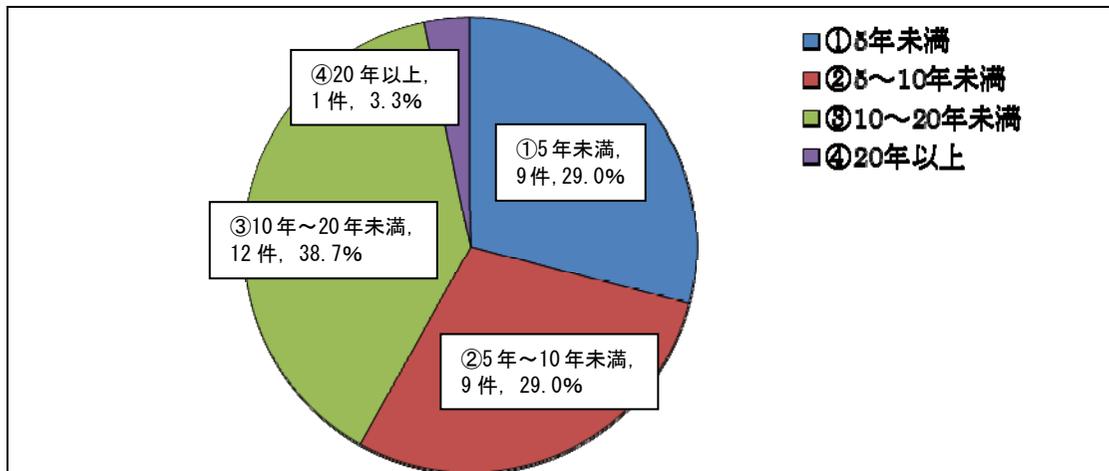


(3) 正社員の平均勤続年数

男性



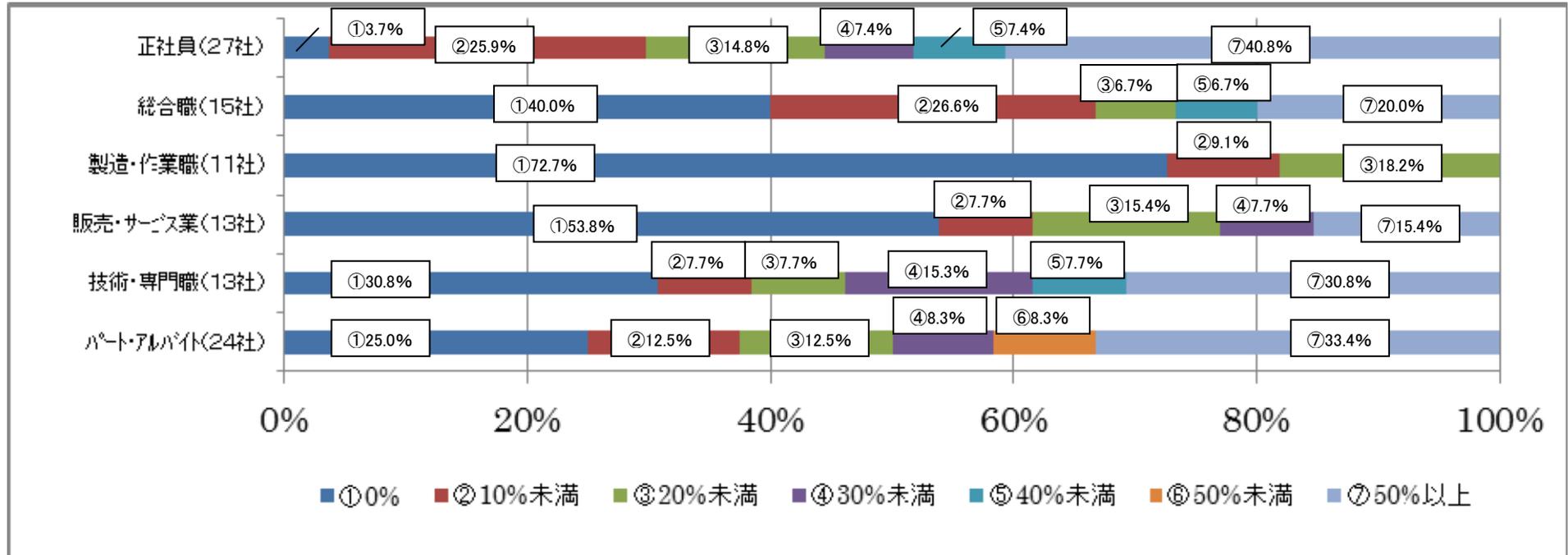
女性



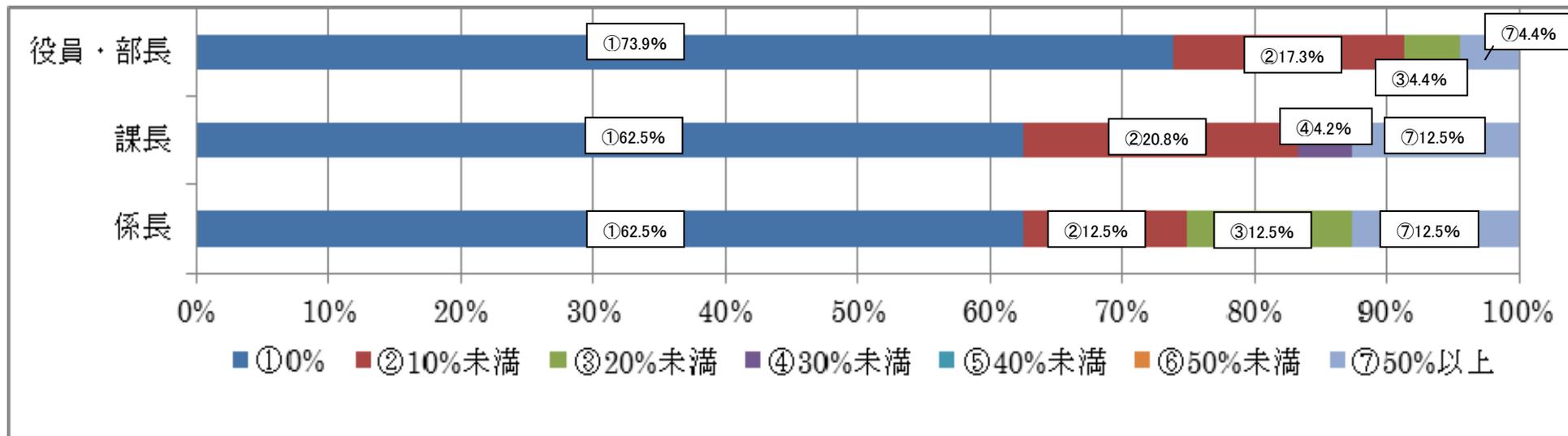
○ 女性従業員の登用状況について

問1 次の雇用形態や役職ごとに、女性従業員の登用状況はどのくらいですか？

(1)雇用形態・職種別にみた場合 【回答事業所数:31件 ○は1つ】

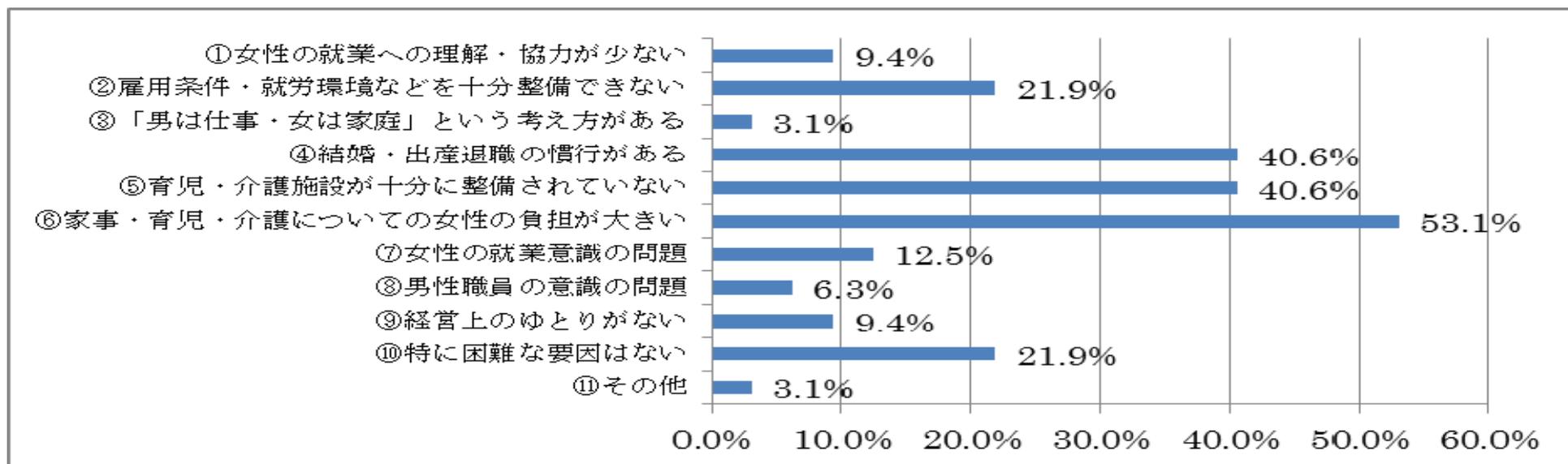


(2) 役職別に見た場合 【回答事業所数：調査 26 件 ○は1つ】



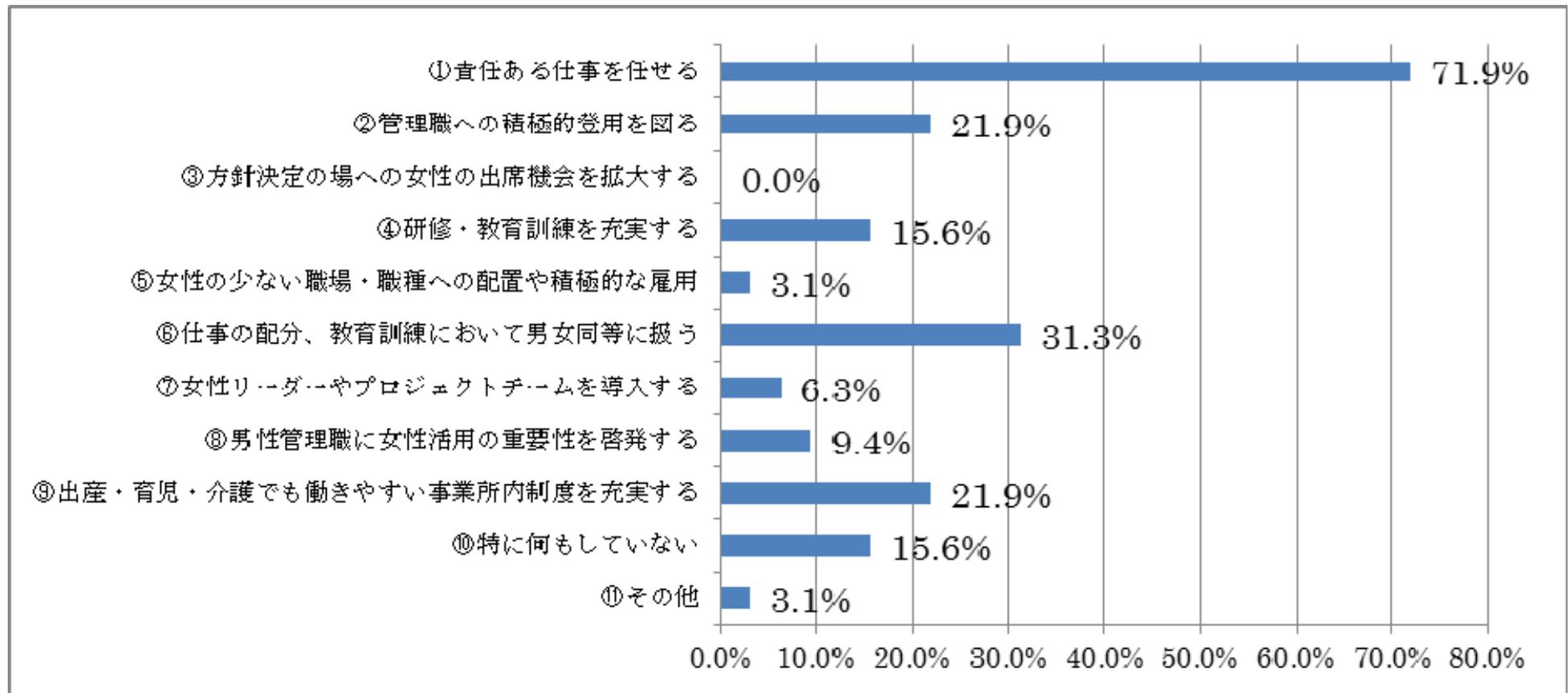
問2 貴事業所に限らず、一般的に、職場における女性の登用を困難にしている要因は、どのようなところにあると思いますか。

【回答事業所:32 件 複数回答可:○は3つまで】



問3 女性従業員の能力を活用するために、貴事業所では、どのような取り組みをしていますか。

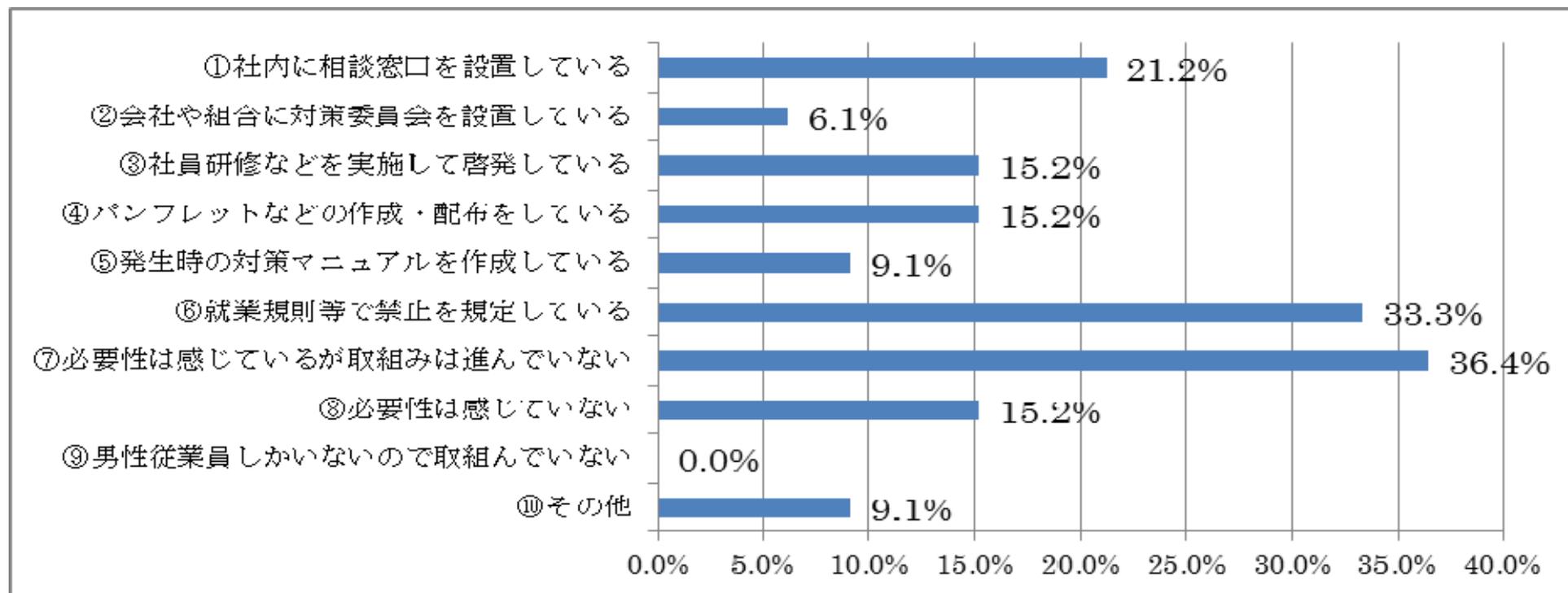
【回答事業所数:32件 複数回答可:〇は3つまで】



○ セクシュアル・ハラスメントについて

問4 セクシュアル・ハラスメント防止に向けて、取り組みを行っていますか。

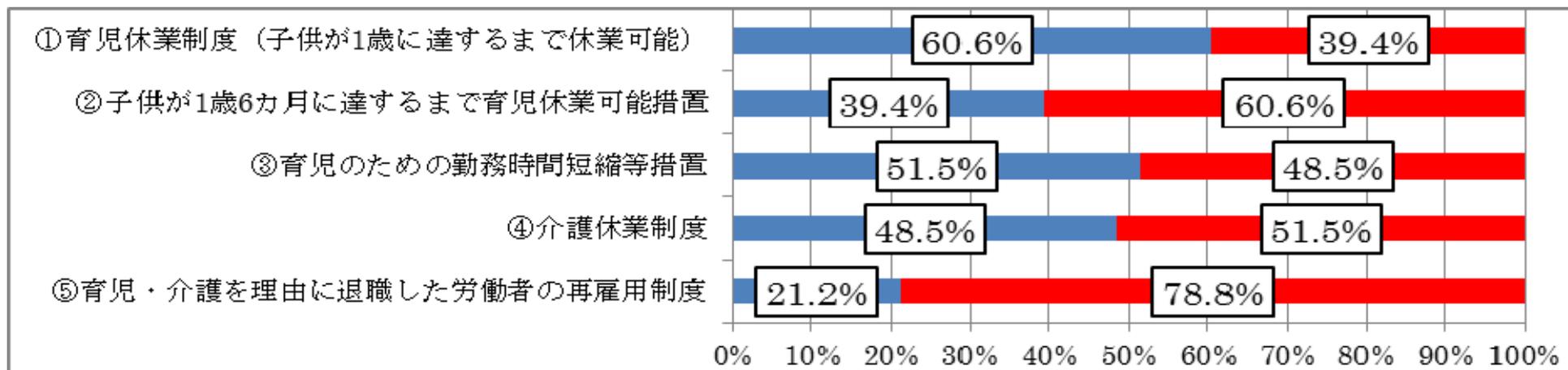
【回答事業所数:33件 複数回答可】



○ 仕事と家庭の両立支援について

問5 就業規則等に次の制度が規定されていますか。

【回答事業所数:33件 該当する番号に○を1つ】



《※参考:労働福祉実態調査結果(H24年度版)》

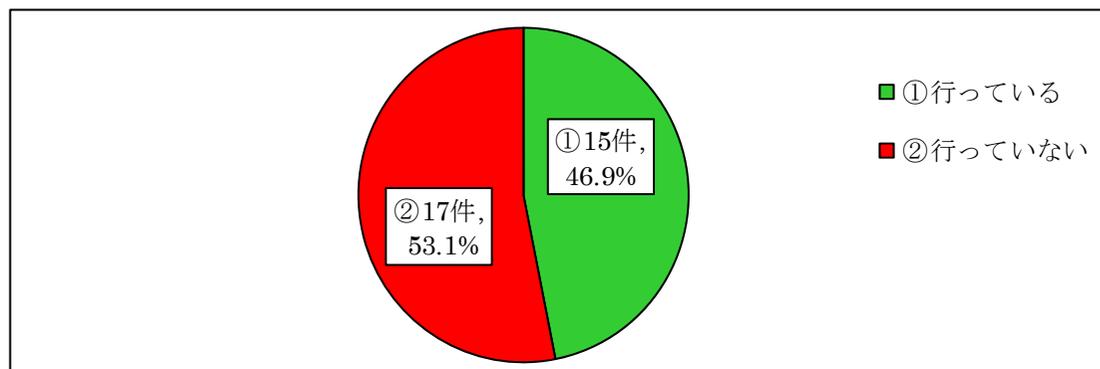
項目	規定率	項目	規定率
育児休業制度(子供が1歳に達するまで休業可能)	61.4%	介護休業制度	52.5%
子供が1歳6か月までの育児休業可能措置	41.1%	育児・介護退職者の再雇用制度	17.9%
育児のための勤務時間短縮等措置	51.1%		

問6 問5の制度の利用状況等についてお聞きます。【各項目ごとに人数を記入/対象期間は、「直近の1年間」とします。】

制度の種類	対象となる労働者数 *()内は事業所数		利用した労働者数 *()内は事業所数	
	男	女	男	女
育児休業制度	47人 (9)	10人 (7)	0人	6人 (4)
1歳6か月までの育児休業可能	39人 (5)	5人 (3)	0人	1人 (1)
育児のための勤務時間短縮等措置	43人 (5)	12人 (5)	0人	9人 (4)
介護休業制度			0人	1人 (1)
育児・介護を理由に退職した労働者の再雇用制度	8人 (1)	1人 (1)	0人	0人

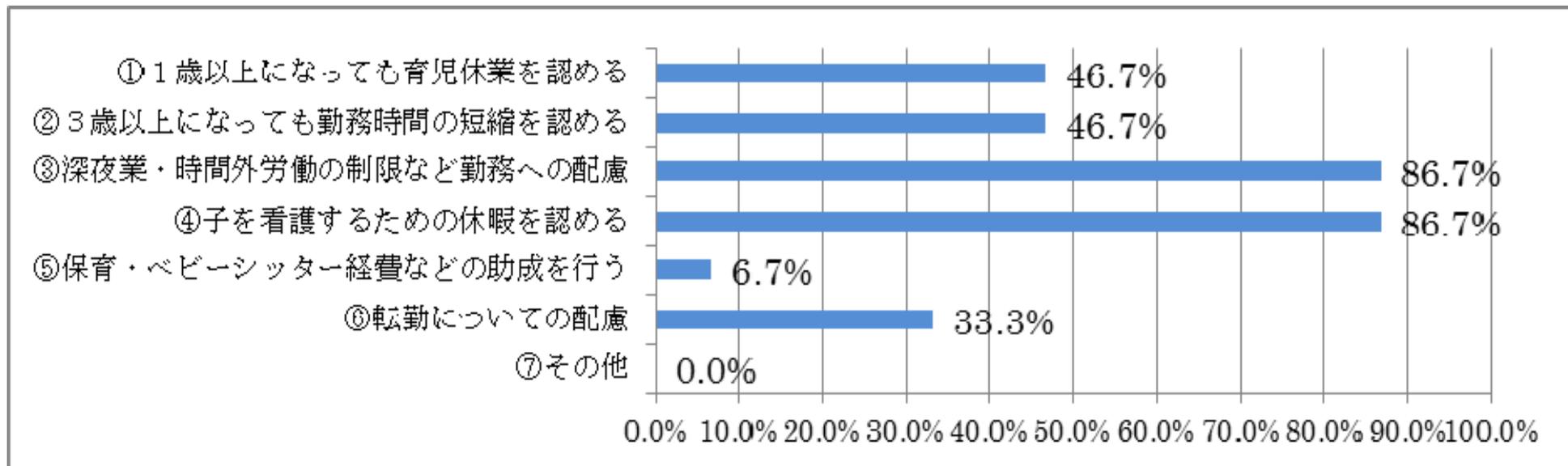
問7 問5の設問の他に、子を持つ労働者のための両立支援の取り組みを行っていますか。

【回答事業所数:32件 該当する番号に○を1つ】



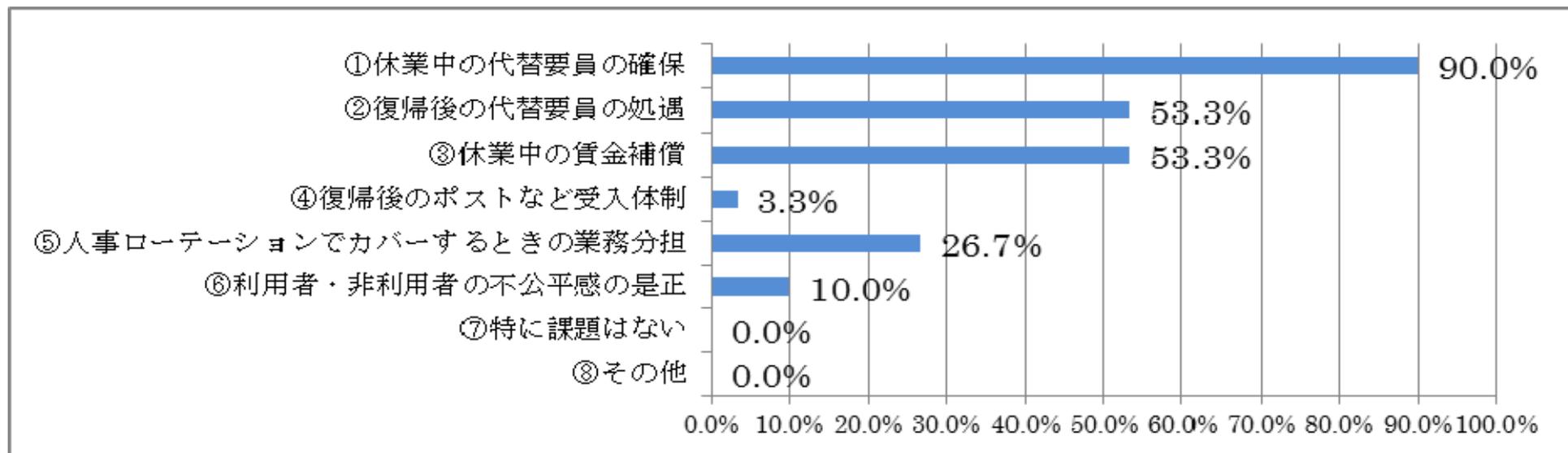
問7-2 どのような取り組みを行っていますか。

【回答事業所数:15件 問7で「行っている」と答えた事業所】



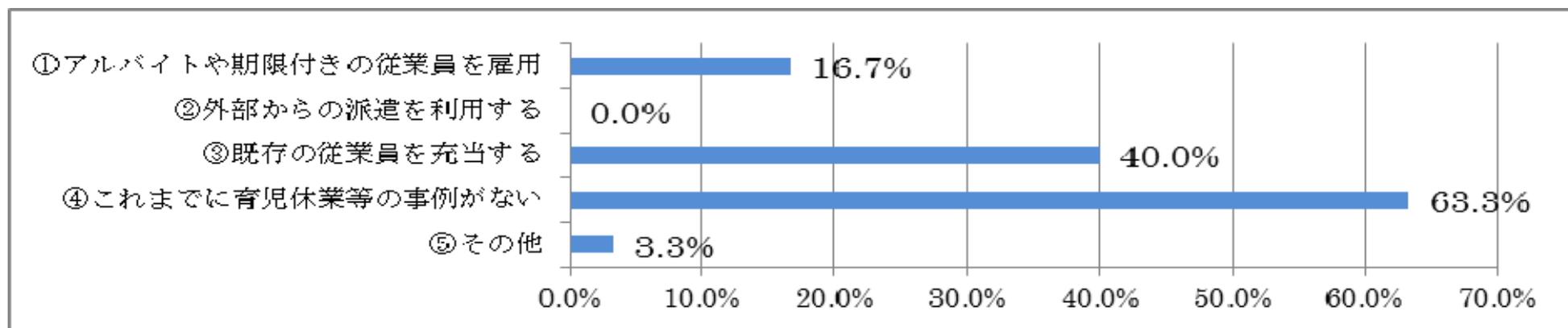
問8 育児・介護休業制度を運用する上でどのような課題がありますか。

【回答事業所数:30件 複数回答可】



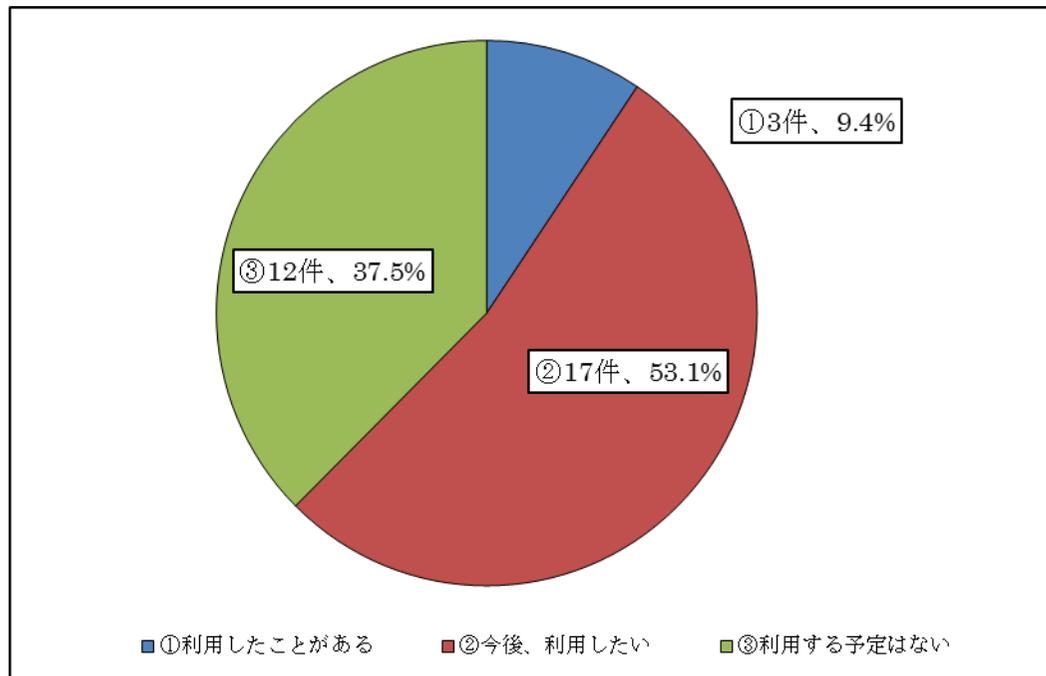
問9 従業員が育児休業を取得した場合、その従業員の代行はどうしていますか。

【回答事業所数:32件 複数回答可】



問10 仕事と育児・介護の両立支援として、一定要件を満たす事業主等に対して助成金支給等の助成制度がありますが利用したことはありますか。

【回答事業所数:32件 〇は1つ】



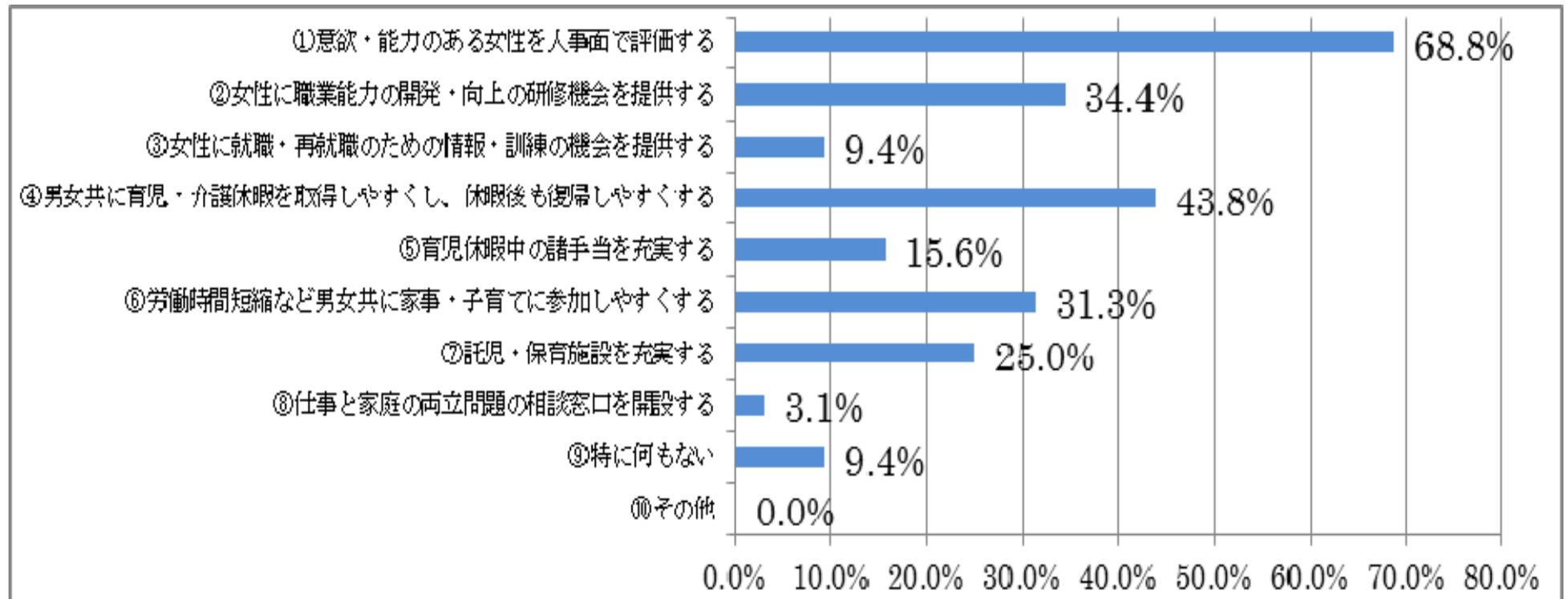
【*助成制度】

両立支援助成金、育児休業代替要員確保等助成金など

○ 男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについて

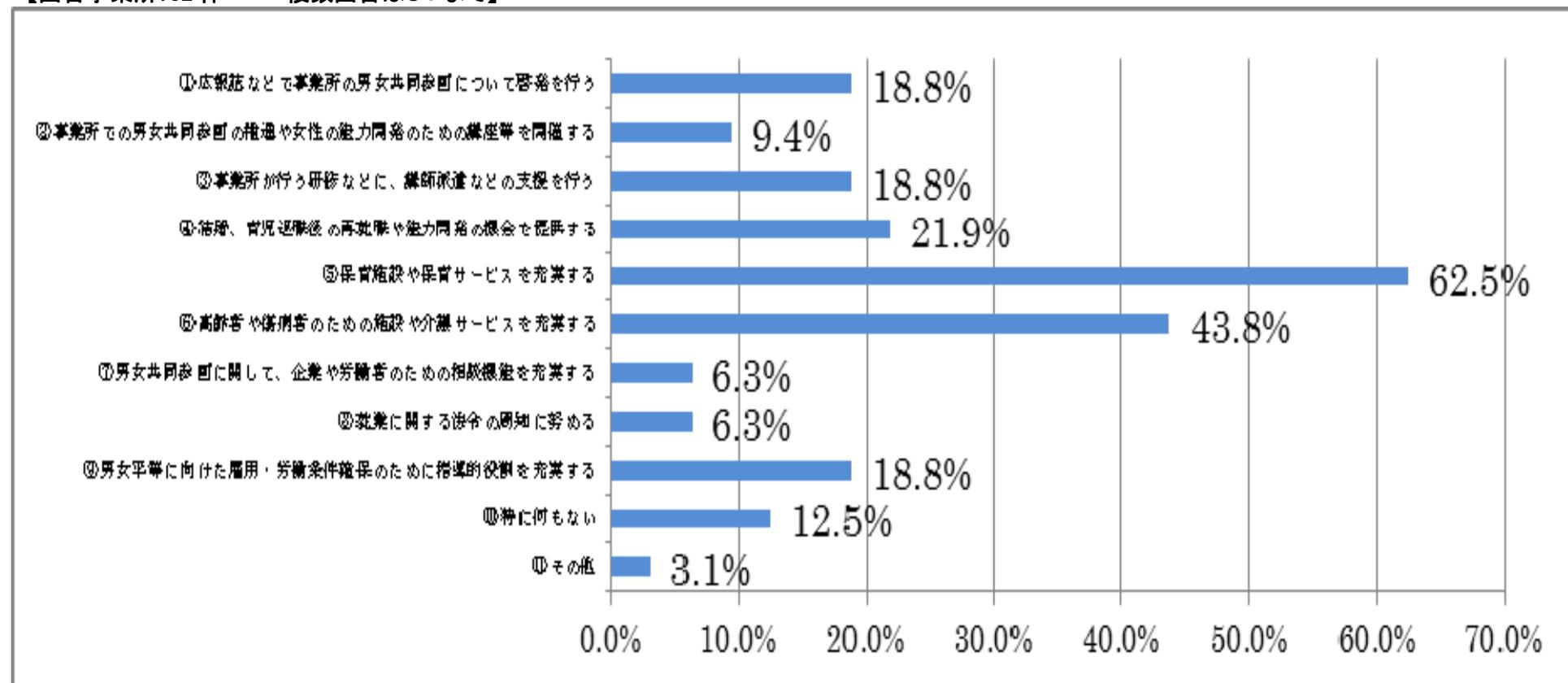
問11 男女共同参画社会を実現するためには、職場でどのような取り組みが必要だと思いますか。

【回答事業所数:32件 ○は3つまで】



問12 事業所における男女共同参画を進めるにあたって、町として、どのような行政施策を推進する必要があると思いますか。

【回答事業所:32件 複数回答は3つまで】



余市町男女共同参画計画 (改定版)

発行日 平成29年4月

発行 余市町

〒046-8546

北海道余市郡余市町朝日町26番地

TEL (0135) 21-2111

FAX (0135) 21-2144

編集 余市町総務部総務課